

令和6年 第3回沼田町議会定例会 会議録

令和 6年 9月18日(水)

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課参事	岡 田	敏 行 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薮 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認 定 第 1 号	令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認 定 第 2 号	令和5年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承 認 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（町葬の執行について）
承 認 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）
議案第55号	沼田町クラフトビール醸造所条例について
議案第56号	沼田町がんばる高校生応援手当条例の一部を改正する条例について
議案第57号	沼田町地域密着多機能型総合センター条例の一部を改正する条例について
議案第58号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第59号	沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号	令和6年度沼田町一般会計補正予算について
議案第61号	令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第62号	令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算について
同 意 第 3 号	教育委員会委員の任命について
陳 情 第 4 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について
意見案第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 6 年第 3 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、鵜野議員、4 番、久保議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 6 年第 3 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 9 月 11 日午後 2 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 9 件、一般行政報告並びに教育行政報告、決算認定 2 件、専決処分の承認 2 件、条例改正等 5 件、令和 6 年度会計補正予算 3 件、人事案件の同意 1 件であります。また、一般質問は、8 人 9 件の通告があり、うち、町長に対して 8 件、町長と農業委員会会長に対して 1 件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情 1 件を上程するものとして意見の一致を見たところであります。以上の付議案件全般について審議しました結果、本定例会の会期は、本日 18 日から 19 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から 19 日までの 2 日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの2日間に決定しました。

(諸 般 報 告)

○議長（小峯聡議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書、更に健全化判断比率報告書と資金不足比率報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

(令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定)

○議長（小峯聡議長）日程第4、認定第1号、令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は、決算特別委員会で審査することにしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）認定第1号、令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月18日提出。町長名でございます。以上です。

○議長（小峯聡議長）次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。中村代表監査委員。

(中村保夫代表監査委員 登壇)

○代表監査委員（中村保夫代表監査委員）おはようございます。令和5年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、令和5年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員8名による決算特別委員会を設置し、これを付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（ 令和 5 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 5、認定第 2 号、令和 5 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）認定第 2 号、令和 5 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和 6 年 9 月 18 日提出。町長名でございます。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。中村代表監査委員。

（ 中村保夫代表監査委員 登壇 ）

○代表監査委員（中村保夫代表監査委員）令和 5 年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定によって、令和 5 年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

〔以下、議案意見書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く議員 8 名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にいたしたいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲、検査権を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（ 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。始めに町長。

（ 横山町長 登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第 3 回定例会を招集したところ全議員の参加を頂き、開催できますことに心から御礼を申し上げます。早速ですが一般行政報告を述べさせていただきます。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

(三浦教育長 登壇)

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政報告を朗読）

○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。議員の皆様は 11 時 00 分から全員協議会を開きますので議員控室にお集まり下さい。

午前 10 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(一 般 質 問)

○議長（小峯聡議長）それでは再開します。日程第 7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号 1 番、畑地議員。沼田町ならではのふるさと納税について質問してください。

○1 番（畑地誉議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1 番（畑地誉議員）本日、9 月 18 日ということで、沼田町では 9 月の頭から稲刈りもスタートしまして、施設の入居も 12 日からということで、例年になく早いペースで収穫のほうが進んでおります。私も 6 日から刈り始めまして、半分以上いっているわけなんですけれども、今のところ品質、収量共に期待できそうな作柄ではあります。新米が出る時期ではありますが、今年の春先頃から米の需給、非常にタイトになっていて、地震等の災害から来る食品の買いだめということもありまして、令和の米不足といった報道、大変多く見られました。皆さん御存じのように、もうお盆過ぎた辺りからは、いよいよ店頭在庫が消えるというふうな、そんなニュースも飛び込んでまいりました。コロナがひと段落しまして、インバウンド需要あるいは外食産業の復活というような状況もあったかと思いますが、お米を家で食べる需要は増加しているというような話を聞いてございます。昨年の作柄が影響して、玄米から商品を作っていく段階で、思ったより製品の歩留りが悪くて、商品が少なくなっていたということで、大変苦労されているような現場の声もあります。日本の食料で、まさかお米が少なくなるとは思ってもみませんでしたけれども、こんな状況とは裏腹に、増加したものというのが、大きくはないんですけれども、米の海外輸出、過去最高だそうです。それと、1,000 万円以上の大きな負債を抱えた農家倒産件数も過去最高ということで、米の農家も半分ぐらいあるような話を聞いています。今の金額の高騰もありますけれども、コスト分をなかなか見合いできなくて倒産する形もあったというような話です。ここまでお米の背景を話してきたんですけれども、5 月 29 日に農水のほうで新しい食料農業農村基本法が

成立しました。基本路線では、食料安全保障、そういった抜本的な強化、また環境と調和の取れた産業への転換、人口減少下における農業生産あるいは地域コミュニティの維持などが盛り込まれているといったような内容となっております。お米をめぐる受給環境が非常に激変したことで、ふるさと納税は非常に大変だったんだろうなというような思いをしております。食料安全保障に結びつくんですけれども、年間を通じて定期便を取るお客さんが急増したのではないかなと。8月の駆け込み需要というのもあるかと思うんですけれども、いかにその年間固定して、安定して、寄附者にお米を届けるかというのは非常に難しい問題かと思うんですけれども、寄附者の共感あるいはリピーターの安定した確保というのが財源の安定につながりますので、これを期待しているというようなことであります。ふるさと納税が伸びれば、町なかの収益も非常によくなりますので、そういった面も含めて、行政の担当者の皆様の御努力、非常に敬意を表したいというふうに思うんですけれども、来年以降、本当に大変だなというふうな思いがあります。今年の前半は、ふるさと納税で検索してお米を買い求めた人が相当いたようです。全国で寄附額がかなり増えた、2割増ということで、そういったことも背景にあるような話は聞いてございます。本来ですと、自治体の課題解決、沼田町なら沼田町の課題を解決するような、そういった政策の実現のために寄附をもらうのが本来の制度の趣旨かなというふうには聞いておりますけれども、寄附が何のために必要で、何にどんな成果が出たか、透明性を高めることというのは非常に重要だと思いますし、今の世の中、クラウドファンディングのように、キャンパスライスプロジェクトを見ればいい例なんですけれども、私たちと共感できるという目的があれば、そこに寄附をいとわないという言い方が適切かどうか分からないんですけれども、同調できるといったような、そういった判断材料になるのかなというのも今の時代に合った寄附のスタイルかなというふうに思います。平成8年にスノークールライスファクトリーができたわけなんですけれども、その当初、ゼロカーボンとか生物の多様性なんていうようなキーワードが全くなかったとは言いませんけれども、ほとんど聞かれなかったというふうに思っております。現在は盛んに環境問題がいろいろ口にされるような時代になってきましたので、このことをちょっとふるさと納税にスパイスを加えて、安定した財源確保につなげていただきたい、あるいは寄附者の共感を得ていただきたいという思いで質問させていただきたいということでもあります。ネットで沼田町の寄附サイトを閲覧していると、サイトによっては雪の冷気を使ってとか、ゼロカーボンのような文字も若干あるんですけれども、どうも外部サイトなので、内容にまではなかなか踏み込めないのかなというふうな思いもありますけれども、共通の内容のところは雪中米に関する文言が書いてありまして、環境負荷低減の記述というのは非常に乏しいのかなというふうな思いをしております。中身に入れるものもあ

りますけれども、やはり箱を開けたときに、物を見て、これがどういうお米なのかなというのを、ぱっと視認できるような、そんな工夫があればいいのかなというように思いで質問をさせていただきたいと思います。御案内のように、全国どこの町でもお米って作っていますので、どこでも似通った紹介が多いと思いますし、差別化することというのはなかなか難しいんですけれども、何かそういった差別化をすることを検討できないのかを、まず1点目にお聞きして、2点目なんですけれども、農水の温室効果ガス排出削減への貢献率等表示というのがあります。資料1というのがあるので、資料を見ていただきたいんですけれども、右上のほうに、みえるラベルというのがあります。

【畑地議員 テレビモニターに資料を映す】

これは農水大臣がPRのためにやっているような形ですけれども、分かりやすく環境に優しいお米ですよといったような表示ができるというようなガイドラインになっております。下のほうを見ていただきますと、生物多様性の配慮というのも書いてありまして、そこには化学農薬の低減、これはうちの町でいうとイエスクリーンだとか、そういった米の種類になるかと思いますが、中干しの延長なんていうのもあります。これは最近注目されているんですけれども、具体的に結びつくにはホクレンを通じてというような面倒くささがあるんですけれども、6月に共成の揚水機場が止まりまして、確か10日以上、水が通水できなかったというような時期があったんですけれども、あれはたまたま中干しの時期も重なっていたということもあって、10日、水が入らなくても何とかあったなというような思いの方もいらっしゃるみたいなので。本来であれば、水はやはり揚水に満タンに来ているのが一番いいんですけれども、中干しをすることによって、環境に配慮できるようなそういった仕組みが、今、どんどんできてきております。今、会社では、そういったJクレジットを通じて、二酸化炭素の売り買いを非常に盛んにやっています、自動車会社ですとか商事会社、企業名は伏せますけれども、特定の農場と契約したりとかということもやっているそうです。それから、ここに温室効果ガス削減のマークがあって、星マークがありますけれども、これは点数化されて出していますけれども、私、別にこのマークにこだわっているわけではなくて、こういった表示の仕方がガイドラインとして出てきたよということで御紹介をさせていただきたいんですけれども、ガイドラインでは、いわゆる生産の段階と流通の段階、あるいは消費の段階、小売の段階もありますけれども、全体を通じて温室効果ガスが削減できれば、これは目的に合っていますよというようなガイドラインの表示のこういう資料がございます。私どものお米って、やはり雪中米の場合、特に流通の前の段階、保管も流通もかぶってくるんですけれども、その段階で雪冷熱を使っているということもありますので、非常に温室効果ガスについては削減効果が高いのかなというふうに思っ

ております。そのことをやはり分かりやすく見える化して、ふるさと納税で寄附をしていただいた方にお伝えできないかなというような思いもありますし、沼田町は総合計画も含めて、SDGsの考え方を非常に取り入れているはずなんですけれども、どうもそのSDGsのキーワードがなかなか目につくことがあまりないということで、ぜひそういったPRも兼ねていただければという思いがありまして、2点目の質問としてこういった見える化ができないのかということを確認させていただきます。2点お願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それでは、畑地議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。まず1点目の差別化についてであります。細かなことではありますが、現在、16のポータルサイトに掲載をして、今年中に3つのポータルサイトを追加予定をしております。さらに沼田町の認知度を高めてまいりたいというふうに考えているところであります。各ポータルサイトによってページの仕様が異なるので、一律に同じ表記は難しいと思いますが、寄附の多くを占める代表的なサイトでは、雪中米の特集ページを告知するなど、差別化を図っているところであります。タブレットでも御覧になれる部分もあるかもしれませんが、具体的にはこのように、あるサイトでは環境に優しいエコなお米として世界初の保存技術をPRしておりますし、また、もみのまま貯蔵することによって、いつまでも新米の味が保たれるなど、環境に優しい貯蔵法についてもPRをして差別化をしている、そんなところであります。なお、サイトごとに寄附者の傾向が違うところもございます。例えば、A社ではショッピングサイトを運用しており、買物感覚で返礼品を探す人が多い。あるいは、違う会社では、納税のみのサイトというようなことを運用しておりまして、寄附金の使い方や町の取組にも関心があるような様々なサイトが運用されているところであります。それぞれのサイトに合った発信方法を、関連サイトの関係者とも日々情報交換を図りながら、改めて我が町の産品が差別化できるような、そんな取組を進めてまいりたいというふうに考えています。それから、2点目の見える化の表示であります。現在の貢献率について具体的な数値で示せる状況となっていないのは事実であります。この点については、農業推進課、それから北いぶき農協等に確認をしながら、町の現状の確認を行った上で、表示することについては検討したいというふうに思いますが、差別化同様に、寄附者の方がふるさと納税のサイトに求めている情報等を関連サイトの関係者と情報交換を行いながら、情報過多にならないような、とにかく情報をたくさん入れると、ごちゃ混ぜになって分からなくなるというような、そんな御指摘もいただいておりますので、よりよい情報をお伝えしていきたいというふうに思います。私が思うには、一番の効果は、本町のお米

が、例えば何々賞を受賞したとか、あるいはグランプリを獲得などができれば、すごくPRすることができる、やはり一番の見える化が図れるというふうに思っています。ですので、ぜひ、より付加価値を高めて差別化を進めるために、このような視点も視野に入れながら、将来にわたって沼田の農業が安定した基盤を構築する一助となるような取組が進むことも期待をしたいというふうに思います。以上です。

○1番（畑地営議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地営議員）今、1点目については、各サイトごとにそれぞれ特色があって、私のほうも16サイト全部というか、結構見たんですけれども、やはり書いてある文言がばらばらというのもあるので、私は単純にパッケージの袋にシールだとか簡単なもので見える化をしたほうが楽なのかなというか、そこは多分問題はないのかなというふうに思ったものですから、そういった御提案をさせていただきました。それと、ゼロカーボンシティの話なんですけれども、実は質問を出すときに、中村代表監査委員さんから今日報告があったように、ゼロカーボンの利用ということが監査報告であったと思うんですけども、最初、実はそっちのほうを主眼に書いたものですから、私、変更させていただいた経緯がございます。僕は、ふるさと納税、もう一つは企業版がありますよね。企業版のほうは、どちらかというと返礼は関係なく、企業が自分の企業価値を高めたり、あるいは町と一緒にこうしたりとかという貢献が全く感覚が違いますので、その部分を調べてみたんですけれども、ゼロカーボンシティ大野城という、福岡県にある大野城市というところがあるみたいなんですけれども、そこはゼロカーボンシティ大野城推進プロジェクトということで、目標金額3,000万円も立てて、今、寄附を募っているような、そういったことが実際にやられていたというようなことを聞き及んでおります。今、多分、企業版は沼田町も取り組んでいらっしゃると思うんですけども、SDGsだとか環境に関しては、企業とすごくタッグを組みやすいと思うんです。ですから、その部分を生かして、またふるさと納税につなげていくというような、そういった取組をどんどん発信していくことで、沼田のゼロカーボンも進みますし、事業取組にもなるかなというふうに思ったものですから、その部分の答弁をいただければというふうに思っておりますので、お願いします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）質問の中にはないかもしれませんが、我々としては、企業版ふるさと納税についても、自然学校の取組あるいは夜高あんどんの継承というようなことで、たくさんの提案をさせていただいて、その中から企業の方々に御支援をいただいております。昨年も多くの企業様に御支援をいただいているところであ

りますけれども、いずれにしても、今、提案のあったSDGsの取組というものは、やはり国家を上げてというか、国民を上げて地球環境に貢献する取組を進めていかなければいけないというふうに思いますので、我々としても、より高めて、我が町の取組が地球環境に貢献できるような、そんな環境をつくれるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○1番（畑地営議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号3番、鵜野議員。農業経営基盤強化促進法の改正による地域計画と農地中間管理機構について質問してください。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）3番、鵜野です。私のほうから農業経営基盤強化促進法の改正による地域計画と農地中間管理機構について質問させていただきたいと思います。先ほど畑地議員のほうからもありましたけれども、今年25年ぶりに食料農業農村基本法が改正され、昨年より農業経営基盤強化法の改正法が施行されています。これによりますと、これまでの人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の農業者の話合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じて農地の集約を促進することとなっています。今までと違うという分については、この人・農地プランが地域計画に法定化された、それから目標地図をつくりなさいということになった、それから農地の売買は全て農地バンクを通じなければならなくなったということが大きなところかなというふうに思います。ただ、この目標地図については、令和7年4月までに作成しなければならないんですけれども、沼田町においては現状地図をもってということで、目標地図をそのまま地図とすることができるといことのようにです。この地域計画が農地中間管理事業で農地を動かすという制度設計になっていますが、地域計画の策定と農地バンクの事業について質問したいと思います。地域計画についてですけれども、地域計画の策定に当たっては、農業者や地域の皆さんの話合いにより10年後を見据え、農地の集積された目標地図により集約化を進めることとなっております。先ほど言ったように、沼田町においては現状の地図をもってすることができるといことなんですけれども、最近の沼田町の農地の流動化を見ていると、そんなにたやすい状況ではないのかなというふうに思っておりますし、流動化は徐々に厳しくなることが予想され、特に飛び地経営が多く感じられているというのが現況かなというふうに思っております。この法の中においては、なるべく農地を集約しなさい、なるべく近くで経営しなさいということも含めながら進めていくわけですが、そういう状況ではなくなっているという部分から考えますと、沼田町においても、この目標地図は必要

ないというスタイルの中ではいいんですけれども、やはりもうそろそろ農家がそれぞれどういうふうにしていかなきゃいけないのかなというこの話合いを持つ時期が来ているのではないかなというふうに感じております。そういった意味で、目標地図を農業振興計画、総合計画に落とし込むなり、沼田独自の未来予想図、これは私がつくった言葉ですけれども、国が目標地図とするものよりもソフトなイメージで、沼田町と農業者、それから農業委員会が共に10年後を見据えて、各地域ごとに話し合う、そしてそれを描いていくという時代に来ているのかなというふうに思いますが、そういったことが今後できないかということについて町長に質問させていただきたいと思います。それから、農業委員会会長にですけれども、地域計画が農地中間管理事業で農地を動かすことで、遊休地、耕作放棄地が解消されるというような内容で説明があるわけですが、今後、沼田町ではスムーズな流動化が図られているのか、現状から10年後をどういうふうにお考えなのか、お聞きしたい。今後は何が必要なのかということも併せてお聞きしたいというふうに考えております。それから、農地中間管理機構による農地の流動化対策ということで町長に質問しますが、農地中間管理機構による農地流動化対策については、農地購入に支払われる農業安定助成金が廃止となります。これは農家が1%積んで5年間で5%、それが戻ってきて、それが頭金となって元金を減らしていく。それに併せて、沼田町においても農地流動化対策ということで、町が1%を補填し、農家も1%、最終的には1割を元金のほうに入れていくわけですが、今回のこの制度においては、5年間の1.1%、今回からは1.1%になったわけですが、手数料が払われて戻ってくることはないというような格好の中で5年間の部分、それから1年で即売買ができるという部分も選択できるようになりました。今までは5年間継続ですよということだったんですけれども、そういったことで、沼田町では流動化対策を平成13年から令和8年までの長きにわたってやってきたわけですが、今後もこれを望むんですけれども、時代背景が二十数年前からできている部分ということでは、今後、今に合ったような制度で事業の転換・拡充をしていかなければならないのかなというふうに考えております。基本的には1.1%の手数料で戻ってくる部分がないから同じじゃないかということなんですけれども、28年前、この制度ができたときのことを考えますと、農地を習得するのに農地習得資金が3.5%、それ以降はL資金になって、L資金も当初3.5%だったんですけれども、平成28年のときには0.1%まで下がっているんです。ということは、当初は、この3%を払って2%の手数料を払えば、3.5%より安い期間で5年間借りれたというのが最大のメリットだったわけですが、今は、令和6年の当初のL資金の利息が1.1%、これも変動するので分からないんですけれども、現在1.4%と、徐々に利息が上がってきているというような状況なので、時代に合わ

せた農地流動化対策ができないかということを町長にお伺いします。その３点よろしくをお願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）それでは、私のほうから１番目と３番目について先に説明をさせていただいて、後ほど中村会長のほうから御回答いただきたいと思います。

１番目の質問であります、人・農地プランにつきましては、平成２４年度に開始された制度で、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化するものとして市町村により策定・公表するもので、本町においてもアンケート調査を毎年度実施をした中で、後継者の確保状況あるいは将来的な規模拡大・縮小など、各農業者ごとの将来の経営意向を集約して、全庁的な将来像の把握に努めてまいりました。今後、高齢化や人口減少のさらなる進行によりまして、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることとして、国ではこれまでの人・農地プランを地域計画として法定化をし、地域の話合いにより、将来の農地利用の姿を明確化し、その地域計画の実現のため地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業の活用により農地の集約化を目指しているところであります。しかし、国のイメージする分散農地の集約化は、離農跡地の圃場が数キロごとに数単ずつ点在することによる非効率化の改善と説明されており、現在、本町では後継者確保の地域差、将来の営農意向などの地域農業者の実情を踏まえた農業委員会各委員の御尽力によりまして、地域外でも一定のまとまった面積となるよう配慮をいただいていると認識しております。

その中でも目標地図は１０年後の将来農業の在り方や地域の農地の効率的で総合的な利用を図るため、誰が、どの農地を利用していくかを１筆ごとに定めた地図であり、個人情報を除き、地域計画と一体に公表することとなっていて、重要な考え方とは認識しますが、水田活用交付金の５年水張り、あるいは畑地化の推進など、現在国が進める施策の中で改めて地図に明示することにより、年齢によっては将来の営農継続に懸念を持つ農業者の早期離農などを招くおそれについても懸念するところであり、制度上、担い手収積率が一定以上の地域、ここでは７０％以上と設定されておりますが、沼田町の場合、令和５年度末で９３．３％となっております。

現状の農業者の状況を示す現況地図を目標地図に変えることができるとされており、本町では目標地図を作成しないことで農業委員会とも協議を進めているところであります。鶴野議員御質問の地域計画を農業振興計画に落とし込んだ沼田町独自の未来予想地図の作成については、各計画の示す内容が密接な関係にはあるものの、それぞれの趣旨と照らし合わせてなかなか難しい面もあると思いますが、改めて検討させていただきます。また、目標地図については、現況地図をもって代えると御説

明いたしましたが、これまで行ってきたアンケート項目に加えて、地域計画、それから目標地図が求める項目を含めたアンケートを継続実施し、各農業者の現状、それから将来意向と将来の本町の農業の姿の把握に努めて、農地移動の現状を反映した地域計画、現状地図の更新をすることとしておりますので、御理解・御協力をお願いしたいと思います。それから、3点目の御質問であります、農業公社から受け手農業者への売買の際に、農業公社の事業として経営安定助成金が農地取得額の1%、5年間で5%が助成されておりましたが、鶴野議員の御質問にあるとおり、この助成制度が本年4月以降廃止となっております。一方、これまで5年間の賃貸期間中、受け手農業者は農業公社に対して年2%の賃借料を支払っておりましたが、今回の制度見直しによりまして、本年4月からは年1%に減額されており、結果として本年度の改正により農業者の実負担は変更はないというふうに認識しているところであります。本町の農地流動化制度については、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農業経営の安定化のため、新たに農地を取得しようとする農業者の負担軽減を目的に平成13年度から実施をし、農地保有合理化事業、通称公社事業といいますが、出し手の農業者が農業公社への農地の売買を行い、受け手の農業者は農業公社と賃貸を5年間行い、賃貸期間終了後に農業公社から売買により農地を取得する事業を対象に、現在、第8期対策として令和5年度から8年度までの4年間で事業期間とし、毎年度ごとに農業公社が買い入れた農地取得額の1%を賃貸期間の5年間、合計5%を町が支援する事業を実施しております。農業者自らも町の支援と同様に1%を5年間積み立て、農業公社からの買入れ時に町からの支援と合わせ購入代金の一部に充当し、負担軽減、平準化を図っているものであり、先ほども申し上げましたとおり、今回の改正で農業者負担の実質影響はないことから、本年度以降についても現行制度を維持することとしておりますが、今後、情勢の変化などが生じた際には、町の財政状況を踏まえ、慎重に検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○農業委員長（中村宗寛農業委員長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。農業委員会会長。

○農業委員長（中村宗寛農業委員長）2番目の御質問ですけれども、農地流動化につきましては、これまで町の農地流動化支援対策や農業公社の農地保有合理化事業などにより、担い手への円滑な利用集積が図れていると考えます。ただし、今後は農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行し、農地の利用集積も厳しくなってくると考えられることから、農地のスムーズな流動化に向けては今までも取り組んできていると思いますが、担い手の育成と確保による農業従事者の増加、法人化の推進、農作業の省力化と効率化などが必要と考えており、農業委員会としても円滑な農地の流動化に向け取組を進めてまいります。

○議長（小峯聡議長） 鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員） まず最初の目標地図なんですけれども、町長のおっしゃるように、国がやろうとしている目標地図については、なかなか取り組みにくいのかなということで、また独自のソフトな感じなんですけれども、その地域で話し合っ
て、どういうふうに将来していくんだというものを落とし込む時代なのかなと。それを町が総合対策だったりの中でいかにサポートできるのかなということをする時代が来ているということも十分御理解願いながら、新しい設計をしてもらいたい。そのことによって、農業委員会会長が説明してくれたわけなんですけれども、非常に厳しい中、苦労しながら、売買を今、進めているということで、何かそういった部分で集積しやすい状況、それから、今後、自分はどこの土地を買えるから、この土地をもう少し待つかだとか、自分の営農の計画が立っていくのかなというふうに思います。今見ていますと、西部の人が東部のほうの土地を購入したり、東部の人が西部のほうまで来て土地を購入したりということで、非常にそういった部分の土地の飛び散りが多くなったり、乱雑化していきますし、農地の売買というのはなるべく集約化して、近くの中で経営していくのがいいのかなというふうに思いますので、そういったことも含めて、今回、この目標地図という部分が出たので、話し合いをするというのであれば、そこまでしなくてもいいのかなとは思いますが、ある程度、地域の中で俺の土地はこういうふうに移行するよというような目標地図を地区の中で話し合えるような状況があれば、農業委員会でもやりやすいのかなというふうに感じますので、よろしく願いいたします。それから、農業委員会の会長のほうからは、苦労しながら今後もこんこんと続けていくということなので、何としても10年後のめどを立てるというのはなかなか難しいのは十分分かるんですけれども、今からやれることはやっておかなきゃならないのかなというふうに思いますので、そういったことも含めながら、行政にいろいろとお願いしていかなければならないかなというふうに感じております。それから、農地流動化の関係ですけれども、長い間1%を積みながらということで、非常に町の負担を大きくしてもらいながらスムーズにやってきましたし、今後、こういった部分が、もっと農家も手出しをしてでもいいから、積みながら、最初の規模拡大すると、どうしても、当初、機械を大型化しなくちゃいけない、施設を大型化しなくちゃいけない、それに償還がかかってくるという部分で、非常にこれは助けられました。だけど、今後、こういった部分を含めて、二十数年やっているわけですから、新しい時代に合ったものがあってもいいのかなというふうに感じております。例えば、今の農地の集積といっても、近隣土地の交換分合、昔からあるのになかなかできない。それは自分の愛着した土地、遠くにあっても、やはり愛着した土地は、その人の土地が近くにあっても交換することができないだとか、そういったことも含めながら、何かこの

制度の中で経営がやりやすい方向性というのも、また一つの新しい方法かなというふうに思いますし、この1年で、例えば5%の流動化対策で出せるようなシステムがあると、5年間1.1%の手数料を払うよりも、1回の1.1%を払って即座に借り入れて、利息1.1%か1.4%で回していったほうが、農家的にはその5年間の5%は助かるのかなというふうに思いますし、いろんなふうに制度が変わっているのです、制度設計のほうも考えてほしいなというふうに思いますけれどもいかがでしょうかということで、町長に質問します。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ここで明言はできませんので、御意見をいただいたもの、あるいは農業委員会等々、関係機関の方々の御意見もいただきながら検討してみたいと思います。

○3番（鵜野範之議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号7番、長野議員。免許返納対策とサポート体制の充実をについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。免許返納対策とサポート体制の充実をということで質問いたします。沼田町の高齢化が加速しています。総人口に占める65歳以上の高齢化率は44%を超え、45%とも言われています。その後も増加傾向と推定され、令和22年には51%になると見込まれています。また、外出の移動手段としては、自動車、自分で運転というのが64.3%で第1位を占めています。これは沼田町第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲載されている数字です。全国ではアクセル・ブレーキの踏み間違いや高速道路の逆走等、高齢者の事故が多発しています。資料1を御覧ください。

【長野議員 テレビモニターに資料を映す】

本町では地域交通安全重点対策事業助成金の制度がありますが、現状を鑑みるに当たり、この程度では心もとないのではないのでしょうか。運転免許を自主返納した方に対して町内で使えるNumaCaポイント3,000円分、運転経歴証明書発行手数料1,100円、JR沼田・深川間往復10回分6,800円、合計1万900円。金額の多い、少ないということでもないのですが、併せて自動車免許返納後も含めた高齢者の足の支援が急務ではないのでしょうか。沼田独自の仕組みでサポートしてこそ、いつまでも幸せに暮らせるまちづくりではないのでしょうか。以下に免許返納対策とサポート体制の充実を問います。1番目、免許返納者へ奨励金を。私

も高齢者ドライバーですが、いつかは通る道です。免許返納を決断するに当たって、いろんな事情も生じてくると思います。例えば、奨励金10万円を支給し、これまでの功績を称えとともに、自他の交通安全の維持・促進を奨励する免許返納の決断を後押しする助成をしてはどうか。これは例えば10万円ということですがけれども、これは町長の御判断だと思います。2つ目、サポカー補助金の沼田町の独自助成を。サポカーというのは、自動ブレーキ、車線逸脱警報、アクセルとブレーキの踏み間違い防止、駐車支援システム等が搭載されており、これらの技術は特に高齢者の事故防止に効果的とされ、多くのシニアドライバーに支持されてきた。資料2を御覧ください。

【長野議員 テレビモニターに資料を映す】

諸事情から国のサポカー補助金が2021年11月に廃止されました。返納したくても返納できない人のために町独自のサポートをしてはどうか。登録車なら最大10万円、軽自動車なら7万円、中古なら最大4万円、後づけ装備なら最大4万円。これは国の基準であります。町独自のサポートについて、どうしても返納したくても返納できない人のために、こういう助成があってはどうかでしょうか。3つ目、これはもう既に免許がない方の話になりますが、町内には排泄の関係上、おしっこが心配でJRやバスなどの公共機関に乗れず、タクシーでの通院を余儀なくされている高齢者もいらっしゃいます。今後、後期高齢者が増加することも懸念材料の一つであり、自動車免許を持たない、そして通院要件を満たす高齢者の、資料3、深川市までの通院タクシー料助成をしてはどうか。

【長野議員 テレビモニターに資料を映す】

これは沼田には厚生クリニックというすばらしい施設とお医者さんがいらっしゃいます。ただ、そこにはない科、そういうところに通う方も実際いらっしゃいます。それから人工透析だとか、障害手帳のある方だとか、要介護支援1以上だとかというタクシー助成の制度があるのも私は今回調べて理解いたしました。ただ、そこで取り残してしまっている方もいらっしゃるというところに目を向けていただきたいと思います。おおよそ沼田の中心部から深川市まで5,840円、往復1万円を超えます。月2回、12か月、年間約28万円ほどの出費になりますので、この部分、沼田独自の助成をしてはどうかということで、1番の免許返納対策の奨励金、そして返納できない方のサポートカー、既に免許がない方のサポート、こういうものがあることで、免許返納ということも決断しやすいのではないのでしょうか。ということで、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。長野議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、

1つ目の質問、本町において、令和3年度から5年度までの3年間で、29名の方が本事業を活用して運転免許を返納されました。これに伴いまして、運転免許証に代わって身分証明書となる運転経歴証明書の交付手数料の助成については3万円、それから免許返納に係るNumaCaの行政ポイントは8万4,000ポイント、JR運賃が1万8,000の助成をしたところであります。交通事故は、自ら起こそうとして起こしてしまうものではなくて、事故に遭おうとして遭うものでもありません。重大な事故になった場合、加害者、被害者、共にそれぞれの人生すら変えてしまうものであります。本事業は、交通事故のリスクが高まる高齢者の運転免許保持について、御本人や御家族などで考えていただくための、きっかけになるための目的を持った事業であります。最終的に決断するのは、高額な奨励金ではなく、やはり家族の言葉だと私は思っています。いずれにしても、動機付を含めて、深川警察署沼田分庁舎の協力を得ながら、移動交番がスタートしておりますので、この派遣をしていただきながら、警察署に出向かなくても免許返納の手続が済ませられるような、そんな取組にも推進してまいりたいというふうに思っています。それから、2点目であります。交通事故死については、この50年間で6分の1以下に減少していると言われていています。これは、国民の交通安全意識の高まりのほか、衝突被害軽減ブレーキといった車の機能の向上など、様々な要因があると言われていています。2021年の11月以降に発売された車については、自動ブレーキの搭載が義務付けられている。御質問のとおり、最近発売された乗用車には、様々な安全機能が搭載されているようですが、完全に交通事故を防止できるものではありません。質問では、サポカー補助金創設で車の取得に支援策をとありますが、やはり、まちづくりのトータルの課題としては、車の取得支援を優先することではないというふうに私は思います。留意すべきは、車を手放したり、あるいは車を持たない方々の生活をどう支えるかが、行政として重要な課題というふうに考えています。それから3点目ですが、町では、先ほどの質問の中にもありましたけども、在宅で生活されている高齢者等が、医療機関への通院のために、ハイヤー等を利用する医療費の助成として、外出支援サービス事業を行っております。町民が安心して暮らせる在宅福祉サービス事業の充実として、既に事業を展開しておりますので、この事業の利用をお願いをしたいということで、以上で説明とさせていただきます。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）はい。町長のお考えを、今聞いて、私が思っていることをまたお話しします。1番については、高額な奨励金ではなく、家族の決断というふうなお話だったというふうに受け止めました。分かります。ただ、免許を返納して、

車を運転できなくなった方は、金がかかるんですよ。金さえあればいいとは言いませんけれども、その補助という点で、現在の金額はどうなんだろう。これで、町長、大丈夫だと言うのであれば、私と平行線になるんですけれども、現実問題、車を乗らなくなったときにかかる交通費用の部分に目を向けていただきたいということで、もう、ここから先はお願いになっていきますので、それに対しての町長のお考えを聞くのは、繰り返しになっていきますけれども、お金はかかりますよということをお伝えいたします。2番目、これについては、高齢者の方、運転することも厳しくなってきた、認知症ということであれば、また大変なリスクがありますので難しくなっていくと思うんですけれども、免許を返納したくてもできない、実際、車ないと移動が困るんだと、家族に頼むのも限りがある、第一、家族もいないという方も、現実いらっしゃいますので、車を持つことを推奨していないというのは、それも分かるんですけれども、現実には車を持たなければいけないという人がいるんです。そういう人のために、国でもう廃止になったような補助金などを考えてはどうでしょうか。これも同じことになるんですけれども、車を持たないとやっていけない方たちが、実際いらっしゃるところにお考えをさせていただきたいと思います。3つ目、これは在宅の高齢者に外出支援サービスということで、これもありがたい制度だなというふうに思っております。人工透析の部分だとか、障害手帳の部分だとか、要介護支援の部分だとか、本当に手厚くやっていただいているのはありがたいなというふうに思います。私もいつかそういう状況になると思います。ただ、その現在の制度で取り残している方がいるというふうに、実際、公共機関に乗れない、そして沼田にない通院先に行かなければならない、そして歩くことも、例えば心身の機能が低下して、なかなか歩くのもしんどい状況がある。ただ、その方たちも、町の決まりの中では大丈夫なんです。保健師さんあたりが見て、これは当てはまらないねという方がいらっしゃるんですね。ただ、現実にはどうかというところを、目を配っていただいて、私たちは専門家ではありませんので、例えばお医者さんの診断書、それから保健師さんで話して、これは該当してあげてもいいんじゃないか、この人をセーフにして、この人はアウトとなると、町としても難しいんだろうなと思うんですけれども、そこはしっかりした根拠のある仕組みをつくって、こういうところまで体が弱っている方については、タクシー代の助成もやむなしといいますか、適応できると。現在の仕組みから一步踏み込んで、本当に高齢者の福祉計画にもありますように、いつまでも自分らしく生活できることを目指してという観点に立って、タクシー支援の枠を検討していただきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）質問の内容。今のは、最後、意見になってましたけど。

○7番（長野時敏議員）検討してくださいと言ってるんです。

○議長（小峯聡議長）それはお願いになります。

○7番（長野時敏議員）それでは検討を。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず、1点目の御質問です。先般、テレビで報道されていたんですけど、民間企業が調べた調査で、相次ぐ高齢者の交通事故で運転免許を保有しなくなって良かったことについて、ドライバーと家族の方にアンケートを取ったものを出していました。その中でメリットというか、まずは事故を起こす心配がなくなったことが、約6割の方が良かったと。2つ目には、車の維持費などの移動にかかる費用が安くなったという方が、約5割の方でありました。一方で、やはり返納後の高齢者の置き去りがないように考えてほしいという意見もあったようです。いずれにしても、免許返納を決断するきっかけというのは、後押しするには、それはお金ではなく、家族の協力が一番必要であるということを、報道の中で話がされていたのを、私がたまたま先般、見させてもらいまして、そんなことも踏まえた状況でありましたので、考え方として、車を持って維持費をかけて、燃料費もかけて、維持費年間で何十万円もかかるものを考えたときに、その交通費に充てる環境をつくるというふうな視点もあるんじゃないのかなというふうに、これを見ていて思いました。そんな思いを持った上で、2点目の補助金を出してほしいという思いもありますが、とにかく私としては、持たない方、持てない方、そこをやっぱり重要視すべきじゃないのかなと私は思います。というそんな思いから、町内における交通モードは限られています、本町では早くに乗り合いタクシーの運行を導入して、高齢者の外出、あるいは移動支援を構築しているところであります。料金も低廉で、利用人数は高く推移していますが、運行にはタクシー1台での運用となっておりますので、今後、利用者の増加となった場合、あるいは運転手の確保が厳しい状況となっている社会現象からすると、増車することは非常に厳しいものと推察をしています。その上で、将来ともに町民の皆さんが安心して暮らすことができるためには、やはり補完的な交通モードも視野に入れて、持続的な交通体系を構築することも重要というふうに捉えます。その1つの手法に、今、ライドシェア方式、このことも採用も視野に検討してみる価値があるのかなというふうに思います。なお、ライドシェアとは、一般ドライバーの方が自家用車を活用して、他の利用者と座席をシェアしながら運送する相乗りサービスで、今年の4月から日本型ライドシェアとしてスタートしたものであります。いかにして、この地域の交通体系を構築して、持続可能な体制を整えるか、そのためには、行政が運営する町営バス、あるいは民間事業者が運行するバス、タクシーのみだけでなく、地域住民の方の協力もいただきながら、町全体で助け合う仕組みづくりというものも、安心して暮らせるまちづくりを総合的に高められるような、そういうライドシェアの先進事例の調査検討も行っ

てみたいというふうに考えています。3点目の外出支援であります。要件とか要項の中には、あくまでも身障者手帳を持っている方、または療育手帳を持っている方以外に、要介護1以上の在宅の方というふうにうたわれておりますので、その点の明確な、どこまでの線引きというふうに質問がありましたけども、その点は内部、担当課のほうで調整をさせていただいて、より明確な対応ができるようにしていきたいというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）ありがとうございます。1番なんですけども、家族の協力って全くそのとおりだと思うんです。ただ、家族もいろんなパターンがありますんで、子どもさん、お孫さんと同居している家族であれば、協力というイメージになりますけども、年老いたお2人暮らし、それから年老いたお1人暮らし、そういう方は近々施設に入るっていうコースもあるんじゃないかと思うんですけども、今困っている方たちについての助成ということで、そういう方にも目を向けていただきたいということで、これは同じことを聞くことになりますけども、町長の家族の協力という部分であれば、家族にもいろいろなパターンが、形態がございますので、協力したくてもなかなかできないぐらい、高齢化が本当に冒頭に述べましたようにどんどん進んでいるという実態に、何か目を向けたこの返納対策のてこ入れ必要じゃないかなということで、同じということであれば同じことなんですけども、ここは町長によく考えていただきたいと、高齢化がどんどん進んでいるという現状を考えた上で、この沼田町地域交通安全重点対策事業の見直しも必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。2つ目ですが、これはライドシェア方式というお話が出ましたので、これが実現するのであれば、私も1つ道は開けるんじゃないかなと思います。これについては、いろんな乗り越えなきゃいけない部分もあるかとは思いますが、町の中で助け合うということであれば、これもいい方法だなと思います。ただし、今の現実を考えると、古い車で事故を起こすよりは、そういうサポートカーの補助、これも同じ繰り返しになってしまいますが、そういうことも目を向けていただきたいと思います。3つ目ですが、例えば、肺の機能が半分もうない、そういう方が病院に通わざるを得ない、そこで対象になっていないので、在宅の高齢者の対象になっていないがために、これだけのお金の出費があると。ここには、やはり高齢者の心と体を思いやる政策、さらに、高齢者が増えるということを考えまして、ここの部分の見直しをして、特例ということだとか、これは医者や診断書がついて、この方は特例ということで、タクシー助成OKだよということも検討していただきたいと思います。同じことを、先から言っているようなことなんですけども、高齢者の方の現実にも目を向けていないとは言いませんが、目を向ける中で、本当に

いつまでも自分らしく生活できるということを進めていただく政策をしていただきたいと思います。まとめて、1、2、3まとめてでも結構ですので、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）町長の考えをお聞きしたいということによろしいですか。

○7番（長野時敏議員）はい。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。とにかく自分のことは自分でしなさいと、私はぶん投げているわけじゃなくて、やっぱり助けなきゃいけない方には当然しなきゃいけないし、元気な方は元気で生活をしてほしいし、なので、何か勘違いをされているかもしれないので、1つ目のお話、私がお話ししたのは、御家族に全部やってねという、そんな話をしたわけじゃなくて、とにかく決断をするのは、御家族の声がなかったら多分決断はできないでしょう。周りの方、住民の方、隣の方が言ってもそれはなかなか聞いてくれないと思うので、そこはやっぱり御家族の方が対応していただくのが一番理想でなかろうかというふうに私は思っています。補助金のことは先ほどから言っているので、もう御理解をいただけるのかなというふうに思いますが、最後に、少なからず対応してあげなきゃいけない方々に対しては、当然、我々、行政が手助けをしなきゃいけないというふうに思っておりますので、それはどんな方に対しても。なので、先ほどから説明していることが理解されていないのか、私の説明が悪いのか、ちょっとそこが逆に分からないのが、私の今の思いであります。ですので、これでよろしいですか。

○議長（小峯聡議長）答弁の内容は、同じような内容ということで。

○7番（長野時敏議員）私は3回質問しましたので、これで終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号2番、篠原議員、マイナ保険証への不安解消を、について質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。マイナ保険証への不安解消を、ということで質問をさせていただきます。町民の方からいろいろなお話を聞く機会がありますと、少なからず町民の皆さんの中に、今、国民健康保険と、それから後期高齢者医療保険、現行の保険証が12月以降使えなくなるんですかというか、なるんですよ、っていう質問を受けることが何度かあって、そういう誤った認識があるなっていうふうに、非常に町民の中に不安が広がっているのかなというふうに感じているんですけれども。これ、正しくは保険証を紛失した場合とか、あと転居したときな

ど、新規に発行されなくなると、12月2日以降は新規に発行がされなくなるということであって、現行の今持っている保険証は来年の有効期限、沼田町で言えば7月31日だと思いますけれども、そのまま使えるということなので大丈夫ですよというふうにお話をしています。ただ、どうも政府の言っている説明の部分ですけれども、いろんなあの手この手、今、使ってマイナ保険証の利用を増やそうとしている、そういう意図があるんじゃないかなというふうにも思えてしまいます。マイナンバーカード自体は、もう大分取得率が上がってきてはいると思うんですけれども。今、政府が、マイナンバーカードを持っていない人、また持っても健康保険証、いわゆるマイナ保険証に登録をしていない被保険者に対しては、12月2日以降、資格確認書っていうものが、これは自動的にプッシュ型という言い方をよくしますけれども、発行されるというふうになっています。この資格確認書っていうのが、現行の保険証と、見かけですけれども、様式がほぼ同じようなもので、一部にはそれだったら自治体職員の手間が増えるだけで、今の保険証を残せばいいんじゃないのか、そのほうが楽なんじゃないかっていう話もあるんですけれども。ちょっと調べてみたら、資料の2ページのほうがいいかなと思うんですけれども、マイナ保険証、この3番という、これは長野県の保険医協会というところが自治体向けに行ったアンケート調査の結果なんですけども、3番のところで、マイナ保険証の利用登録がない方に資格確認書を送付することになっていますが、貴自治体の対応はいかがですかということで聞いたところ、全加入者に送るとか、申請者のみに発行するなどっていう、実際はマイナ保険証を持っていない方が該当するということになるはずなんですけども、そういうふうに自治体でも、これは一例かもしれませんが、不統一があるということで、実際に現場で業務を担う自治体の側にも、まだ混乱があるのかなと、これは今年の7月26日って発表になっていますけど、その時点での調査ということになっています。現行の保険証がいずれ廃止されると、マイナ保険証にその機能を統合するということで、町民の中にやはり混乱が生じているのではないかなと、その不安を取り除くためには、町としても丁寧な説明を急いで行う必要があるのではないかなというふうに思っていますけども、今の町長のお伺いを伺いたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。後ほど、2回目の質問あろうかと思しますので、御質問のあった方に対して、議員さんから御理解をいただける説明をしていただいたのかどうか、後ほど教えてください。まず、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証が、12月2日以降に新規での発行ができなくなることは、役場庁舎あるいはコミュニティセンターにおいて保険証の更新にお越しいただいた方に、被保険者1

人1人に丁寧に説明をしております。また、8月8日付の広報ぬまた8月号において、同様の内容でお知らせをしているところでもあります。今回、更新した保険証は、来年7月末日まで有効であり、8月以降はマイナンバーカードの登録がなされた方は保険証と一体化され、マイナンバーカードの登録がされていない方、保険証の有効期限前に申請いただくことで資格確認書が交付されて、引き続き医療を受けられることを説明しております。また、今のところ不安の声は、我々のほうには届いておりませんが、町民皆様の不安の解消と混乱が生じないように、今後も周知を行いながら認識を高めるために、広報紙等で再度掲載をしながら周知をする予定としております。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい、再質問を用意させていただきますけれども、私もいろいろこのことについては調べてきたので、そういうお話を伺った方には、先ほどもちょっと言いましたけれども、今の保険証はそのまま来年の7月31日までは使えますよと、説明はさせていただいていますし、町長がおっしゃるように、いろいろな方法で、私も国保なので、更新に行った時には説明を聞いております。それから、たまたま今お話があった広報ぬまた8月号、これ、私も見たので今日持ってきたんですけれども、こういう方法でお知らせをしていただいていると、それは十分承知しているんですけども、ただ、この広報ぬまた8月号の中で、「ご注意ください、今年12月2日から現行の保険証発行されなくなります」これ、大きく書いているんですよ。その下に小さく、「令和6年12月1日まで発行された保険証は、令和7年7月31日まで有効ですので、廃棄せずにお持ちください」と、何かわざわざ小さく書いているんですよ。意地悪な言い方かもしれないですけども、全体を見ると、そして隣のページには、マイナンバーカードを申請する方法とか、保険証として登録する方法とか、マイナンバーカードを使うと、こんなメリットがありますよ、医療費節約できるというのもそうなんですけれども、そういうのが赤いバックで非常に目立つように書かれていて、その下にまたちょっと字が小さくなって、白地のままで、今の資格確認書のことを書かれています。なので、これ、厚生労働省のホームページなんかにもある資料と同じような形式になっていますので、そういうものを参考に作られていたんだろうなというふうに理解していますけども、ちょっとやっぱり、マイナンバーカードやマイナ保険証に誘導するっていうような意図がないのかなというふうに、ちょっと意地悪な言い方になりますけども、見えてしまった部分もあります。やっぱり、私は個人的には、今、マイナンバーカードを持っていない人もまだ一定数いるわけで、そして保険証に登録していないという人は、マイナンバーカードを持っている人の中でも、まだかなりいると思うんですけども、

そういう人たちが不安に思っていることについて、しっかり説明するのであれば、この資格確認書が発行されますよということのほうが、私は大事な情報だったかなというふうには思っているんですけども。それと、この広報とか、今までいろいろお知らせしていただいている内容の中に、多分1つ抜けていることがあるんじゃないかなというふうには思っているんですけども、既にマイナ保険証を利用できる状況にある人についてのことなんですけれども、そういう状況の人が12月2日以降、新規に国保に加入する場合、または資格情報に変更を届け出た場合、いろいろ家族の情報の変更とかあるかと思うんですけども、この場合には資格確認書ではなくて、これはマイナ保険証を使っていない人に対してですので、資格情報のお知らせっていうものが発行されるということになっているようです。これは資格確認書とは違って、カード型のようなものじゃなくて、まさにこんなA4の用紙1枚の形式っていうことになっているようですけれども、私、たまたま見つけたのは、全国協会健保のホームページで、資格情報のお知らせを送付しますという、こういう御案内があるんですけども、逆にマイナ保険証を利用している人にも必要な情報なのかと思うんですけども。例えば病院によっては、沼田とか近隣はほぼマイナ保険証を対応しているんだと思うんですけども、まだ医療機関によってはマイナ保険証に対応していないとか、または受付でいろんなトラブル、顔認証がうまくいかないとか、高齢者の方は暗証番号を入れられないとか、いろいろそんな事例もあると聞いていますけれども、その場合には、このA4の資格確認のお知らせという紙と一緒に見せることで、資格確認ができるということなんですけれども、何せ紙1枚のことなので、持ち歩くのも邪魔になるし、なくす心配もあるというようなことがあるかなと思うんですけども、そういう情報がちょっとやっぱり不足しているんじゃないかなという感じもするんですけど。今の、私の認識で間違っていないかどうかということを、まず教えていただきたいなと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）間違いないと思います。はい。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。そうだと思うんですけども、それで最後の質問になるんですけども、今言ったように、いろいろ、まだまだトラブルも予想されるようなマイナ保険証です。今、資格確認書だとか、資格情報のお知らせ、A4の紙の。そういうものだとか、やっぱり自治体の担当職員に新たにいろいろな業務上の負担が増えてくるのかなというふうにも思うんですけども、本当にこれらを全て、保険証をそのまま続ければやらなくていいことなんだろうなというふうに思っているこ

となんですけれども。それで、今の資格情報のお知らせとかってということについても、いろいろ探していくと、自治体によってはホームページに非常に丁寧に説明しているところなんかもあるって、具体的にQ & A形式にしているところもあるし、今のようマイナ保険証を持っている人は資格情報のお知らせですよとか、持っていない人は資格確認書ですよ、それはこんな形のものでしょってというような、非常に具体的な例を示して説明されているものも幾つかありますので。町長の先ほどのお話で、今後さらにまた丁寧に周知をしていくってということなんですけれども、そういう方式、広報にも出ていますけれども、私もそういえばいつ出ていたかなっていうんで大分探したりして、一番直近のものでしたけれども、それよりは検索でも直接アクセスできるホームページとか、そういう方法がよりいいのかなというふうには思うんですけれども、今後の周知方法についてはどのようなお考えでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。御意見いただいたものも踏まえて、先ほど1回目のときにお話ししましたが、情報が錯綜せず、理解をいただけるような、そんな状況を今後も広報等をひっくるめて周知をしていきたいと思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい、終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、地域防災に女性の視点を、について質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。では、続いてもう1つ、地域防災に女性の視点をということで質問をさせていただきます。今年は、元日に能登半島で大規模な地震があったり、また南海トラフ地震についても、今、現実味が増してきているような状況があります。さらには地震に限らず、近年気候変動によって台風が非常に強力化して、大雨による災害も拡大をしている状況があります。ここ北空知では数年、幸いそのような大規模災害は起きていないわけなんですけれども、もともと石狩低地帯の東縁断層と言われてはいますが、東の縁、その地域に当たっているんですけれども、これが地震を引き起こす原因になるというふうに学者の間では認識されています。さらには、大雨の場合は、近年強暴化している台風の大型化などによって近隣の河川が氾濫する、小規模な氾濫は今年も起きていますけれども、そういうこと、危険がますます増大しているというふうに思います。災害への事前の備えや避難所の運営、これには女性の視点が非常に大切だというふうにされていて、2023年、昨年内閣府が発した女性の視点に立った防災復興の取組み促進についてという通知が

あって、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に１５％にして、さらに３０％を目指す。そして、女性委員のいない防災会議をゼロにするということが言われています。今年６月に公表されている内閣府男女共同参画局の調査結果によると、２３年末での市町村防災会議における女性委員の割合というのが全国平均で１１．１％、北海道は４７都道府県中最下位で５．１％というふうに報告されています。

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

調査結果には、北海道だけ取り出したもの、これも何度か紹介していますけども、見える化マップという形で内閣府のホームページで紹介されていますけれども、その中で白くなっている部分は、これは女性委員がゼロのところですよ。それからもう１つは、職員で防災担当している職員の割合、女性の割合というのもあって、沼田町ではそこには女性が配置されているというような調査結果にはなっているみたいなんですけれども、その結果を見ていると、沼田町では１９名委員がいることになっていて、そのうち女性がゼロというふうになっています。今、この政府の通知でも、ゼロの市町村を取りあえずなくしていくということなので、沼田町だけではなくて多くの自治体がそうなんですけれども、沼田町を含めて、今現状では何もしていないという回答が幾つか見られるようだったんですけれども。それで質問ですけども、防災というとやっぱり男の仕事っていうようなイメージがあるんじゃないかなと、これ、いわゆるジェンダー平等っていう問題にまた引っかかってきますけれども、地域防災に女性の視点をやはり取り入れていくということが大事だと思うので、今後、それについてどう取り組んでいくかということで、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。回答させていただきます。沼田町の地域防災計画にもうたっておりますが、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い、男女双方の視点に配慮しなければいけないことは当然のことです。特に女性専用の物干し場、あるいは更衣室、授乳室の設置、あるいは生理用品、女性用下着の女性による配布など、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めなければならないというふうには、当然考えているところであります。しかし、避難所運営は災害の規模にもよりますが、行政のみで運営することはやはり不可能であるというふうに考えております。自主防災組織など地域の力が必要となり、さらなる自主防災組織の設置に向けた取組の中で、女性への参画の促進を図り、女性リーダーの育成も必要なことというふうに認識しております。あらゆる場に女性が参画することによって、子どもや若者、高

齢の方、障害のある方など、多様な方々への配慮にも資するものと考えておりますので、女性の視点を取り入れることは言うまでもなく、当然必要であるというふうに考えております。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）思わず、私が期待していた以上のお話もあったかなと思うんですけども、様々な分野で女性の活躍を伸ばしていくと、参画を促していくというようなことで、当然、これ、今まで私も何回か質問の中で取り上げさせていただいている内容にもつながってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、それを進めていっていただきたいというふうに思いますけれども。沼田町防災会議条例というのがあるんですね。今の防災会議のことについて定めているものですが、そもそも、現状において女性が委員として入るような余地が、見たところあまりない。当然、これだったらやっぱりゼロというか、男ばかりになっちゃうんだろかなというふうに見えるんですけども。その中に可能性として、防災会議条例第3条5項の（4）というのがあるんですけど、その中に町長が部内の職員のうちから指名する者ということで、そういう定めがあるんですけども、役場の職員のことだと思うんですけども、その中に女性を入れていくということは、これ役場の中のことですから、十分可能なのかなと。もちろん、今、御回答があったように、避難所の運営だとか防災計画などに、そういう女性の視点に立ったものを取り入れているということは、もう既にやられているということなんですけれども、そこだけじゃなくて、防災会議の中にも女性の声を入れていきますよという姿勢が見えるように、見える化していくということであれば、この部分ぐらいには手をつけられるのかなというふうにも感じたんですけども。そうすることで、実際に、できればなに越したことはないんですが、大規模災害が起こったときに、そういう女性の職員が現場で陣頭指揮っていうのか、女性の視点に立った避難所運営なんかにも関わっていけるのかなと。もちろん、今、おっしゃったように、避難所の運営自体について言えば、役場が中心になってやるものでもなくて、もちろん地域の自主防災組織などが、自主的に運営していくということが一番望ましいというふうに私も理解していますけれども、その準備段階でも、防災対策本部を立ち上げるというときにも、そういう方がいれば女性の視点が速やかに取り入れられていくのかなというふうに思うんですけども、その部分について、もしお考えがあればお願いします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）メンバーに入っていることが、理想の形なのかもしれません。

ただ、現状、私を入れて20名の防災会議の役職等を見る限り、なかなか難しい部

分もありますので、そのことを踏まえて、今後の緊急事態に遭遇した際のいかにしてどう動き出すか、その点も踏まえて、この点はちょっと内部で協議をさせていただいて、今後の方針をつめたいと思います。

○2番（篠原暁議員）はい、終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで暫時休憩をとります。再開は2時45分再開にします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議席番号4番、久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番久保です。私からの質問は8つ用意しましたが、それに合わせて3つ資料を準備しました。それぞれ資料1つずつについて、質問をします。3つの添付の資料は、傍聴者はスクリーンを見ていただいて、YouTubeの方は御面倒でも沼田町の議会のホームページから行って、そこでウィンドウを開いて3つの資料を見ていただければと思います。さて、町長も私もお葬式にはよく参列させていただきますし、特に葬儀委員長を時々させていただいたりとか、家族や親戚の葬儀に寄り添うこともありますし、亡くなった町民の方の御冥福を祈りつつ、ただ亡くなった理由は、病気であったり、事故であったり、老衰など、千差万別ですが、もしそこに社会的要因があるのならば、行政の出番ですよというのが今回の私の一般質問です。質問項目は、沼田力は現役世代の孤独死・孤立死を防げるか、というタイトルを設けました。全国で孤独死が増え、対策が求められている一方で、厚生労働省の担当者は、「孤独の定義は、個人の内面の問題を含むので、孤独死をどう定義するかが難しい」と語っています。例えば、大家族であっても同居人との交流が薄ければ孤独と定義できます。また、一人暮らしであっても、友人がいて職場や町内会などに積極的に参加されていれば孤独とは言えないのでしょうか。そもそも「孤独は悪い」とは言えないので、より問題が複雑化しています。つまり、住みよい自治体のバロメーターの1つは、「誰もが社会的に孤立しない社会を築き」つつ、「孤独であっても健康な生活が保障され」、さらに「孤独死がない」まちです。この3つのバランスが取れた町が住みよい町であって、そして、それらが「移住定住」に直結すると考えますし、実際そういった制度が充実している町は、移住定住が進んでいるようです。まずは、資料1を見てください。沼田町のように、きめ細やかな事業が可能な自治体は、データを根拠に対策を立てる必要があります。問1、役場は孤独死の対策にどのようなデータを活用していますか、ということで、今回、私の作ったデータは、朝日新聞と北海道新聞と北空知新聞から、新聞で出た死亡の人数の数字を上げたので、最低これだけいらっしゃって、新聞に書かれなかった方

とか、私が読み落とした方は、これ以上いるかもしれませんが、おおむねこんな流れです。近年はどうしたことか、お年寄りばかりが亡くなるのではなくて、40代から100歳以上の方まで平均して、かわりばんことというような形で亡くなっていますので、もう既に死の対策の対象はもはや高齢者だけではないという、そこをまず理解していただきたいなと思います。役場の方は、どのようなデータを活用しているかということですね。問2、沼田町の町内会の参加率、近年の傾向はどうかと。町内会の参加は、沼田町は高いかもしれませんが、地域によって、この地域は100%だけど、この地域はなかなか、もしくは入会が厳しいとか、そういった現場の声がもし出てきておるのであれば、それを御紹介いただきたいと思います。問3、1人暮らしの健康診査の受診率は。共同生活とはどう違うのか。健康診査は、私も毎年受けさせてもらっていますが、これを1人暮らしの方もきちんとフォローアップしているのか、同世代であっても1人暮らしの方の受診率と、家族で住まれている方の受診率は、格差があるのかなのか、そこを教えてください。問4、「世代ごとに健康診査の結果」や「納税」、「公共料金やガス代などの滞納など」を組み合わせ、孤独死のサインを把握していますか。よく新聞の配達がたまっているとか、ガスメーターが回っていないとか、いろいろなところを組み合わせ、自治体が協力しているところがあると思います。旭川市や札幌市は、コープ、生協と郵便局と協力して、そういう制度を運営されていると伺っています。これらの質問が示すように、孤独死の問題は原課をまたぎます。つまり、役場の総合力「沼田力」が試されています。今度、資料の2番を見てください。先ほどのように、亡くなった方が沼田町も、お年寄りばかりじゃなくて、若い方も最近亡くなることが多いよねっていう話だったんですけど、孤独死は老人だけではないということで、冒頭に申したように厚生労働省のほうでは資料はないんですが、近年、東京都が調査をされたりとか、それを国土交通省が活用されて、この示している資料の2のデータで、お仕事に役に立ったりとか、大阪府警が孤独死の調査もされています。役場は、既に高齢者の孤立死を防止する事業として、地域で孤立しがちな人の「把握」や「見守り」、気楽に「相談」や「交流」を行える「居場所づくり」などを行っていますが、では現役世代にはどうですか、ということ、この2番目のパートでは質問をしたいと思います。問5、現役世代の孤独死対策は何を行っていますか。問6、若年、現役世代向けの福祉サービスの情報発信の手法と効果は。割とまちの情報は、お年寄りの方は見てくれますが、若い方、もしくは移住定住された方、お仕事で沼田町に引っ越しされた方、そういう方にも役場の声が届いているのかなというようなことを、ここで聞きたいと思います。問7、潜在労働者のひきこもり、人数の把握、そういった方に対する支援センターはありますか。ここも、沼田町にもひきこもりの方がいるということは、私の耳にもつらつら入ってきますし、具体的にあそこが

そうだよということも聞きますが、それが全体的にどうなのか、それを行政が把握されているのか、個人情報であっても、やはりまちの1つの孤独死のサインを見逃さないためにも、こういうことがあるのか。支援センターというのは、今、国で指導をされているので、原課の方はご存じだと思いますが、沼田町にもそういったような施設があるのかってことです。そして、最後に資料3で、疑似的孤独死のバリエーションを注視ということで、孤独死の7つの特徴ということで、これは厚生労働省その他が共同で発表していたんですけれども、貧困、家事が苦手、孤立、1人、無趣味、病気、高齢、この7つのことが複数重なれば、孤独死が起こるのではないかとということです。例えば、私でいえば、貧困と無趣味が私そうなので、私も孤独死の準備の人間になるのではないかと、そういった読み方ができると思います。これを真ん中のラインを見ていただきたいんですけれども、疑似的孤独死の例ということで、ゼロ歳児虐待、これは今年の春の予算委員会で、原課の方と議論もさせてもらったんですけれども、また、ゼロ歳児虐待もなかなか全くない話ではないよという話も教えていただいて、意見交換もさせてもらったんですが、これもこの中の上の、例えば貧困と家事が苦手、家の中が雑だとか、洗濯が済んでいないとか、食事ができていないとか、孤立、1人、このようなことが4つ重なると、ゼロ歳児虐待児になりますし、また、右の沼田町から転出と書いていますが、貧困と孤立と1人と無趣味が重なると、沼田町から出ていきます。町民の人口が減ることですよね。1人であって、無趣味で病気で高齢であると認知症になると、つまりこの疑似的孤独死というの、これは私の言葉なんですけど、こういったようなことが重なれば、単に孤独死だけではなくて、沼田町民にとって不利益なことが起きる。翻っていえば、我々議会にも、行政にも、決していいことではないよということです。こういうことに対して、将来的なビジョンを持って対応しなければいけないと思っています。沼田町は、世代ごとに1人暮らし、5年後こうなるかとか、10年後、15年後、20年後、私とか町長の世代は、働き世代のちょうどピークの年齢から75歳くらいと考えれば、同居生の顔を浮かべても1人で暮らしているやつ、あそこにいるな、ここにいるなとか、仮に家族で暮らしていて、御両親と暮らしていても、急に熟年離婚が起きることによって、それまでは家族暮らしだったのに、突然、老々介護のスタイルになるとか、いろんなパターンが考えられると思うんですが、世代ごとに1人暮らしの将来像をある程度、沼田町が把握されているのか、そこを最後に伺いたいと思います。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。久保議員の質問にお答えをしたいと思います。まずは前段で、高齢者に対しては、高齢者見守りネットワークはあとふる沼田をもに、町

内会単位での地域の見守り体制・支援体制を、さらには奈良医科大学と今連携してICTを活用した見守り事業・研究事業として取り組んでおりますが、現役世代に特化した取組というものはありません。また、現役世代の方々は支援が必要であったとしても、他者の支援を頑なに拒否する方も多く、行政や各町内会の介入には限界も感じる部分もあります。その上で、1番目の回答であります。高齢者には独居及び夫婦世帯を記載したはあとふる沼田支援台帳を管理しながら、支援業務等には行政局、あるいは民生員、社会福祉協議会などの協力の下、見守りをしておりますが、現役世代に特化した台帳はありません。それから、2点目の回答でありますけれども、町内会の参加率は行政では把握できかねますが、各町内会では把握しているものと思われます。3点目であります。町が確認できるのは、国保の被保険者のみの受診率の差であり、現役世代が多く占める社会保険被保険者は把握ができないため、家族構成ごとの受診率の差は算出できません。それから、4番目であります。はあとふる沼田のほかに、郵便局あるいは新聞配達店、それから宅配サービス事業、コープ札幌とは見守り協定を締結しており、不審な状況にあった場合は、町へ連絡いただくこととなっております。それから、日頃から医療受診状況や検診結果、町の各種事業参加時の異変の探知等に努めながら、ハイリスク者へのさりげない訪問などについては取り組んでいるところであります。以上が、資料1に関する回答であります。沼田力が試されるとの問いには、見守りが必要と思われる方々への役場内の情報共有は日々取り組んでいるものの、一般健常者に対するネットワークに関しては特にないところです。その上で重要なのは、やはり近隣住民のさりげない見守り環境も必要であろうというふうに思っています。次に、問5に関してであります。現役世代に特化した取組はありませんが、問4と同様な対応を行っております。それから、6番目の回答であります。各種制度申請時には、申請される制度のほかに利用可能な福祉事業を紹介をし、支援・介入のきっかけを模索するなど、アウドリッジに勤めているところであります。それから、7番目の回答であります。可能な範囲で、ハイリスク者と思われる方は把握しておりますが、全町的に網羅したものではなく、全ての町民の情報を把握することはできかねます。最後に、8番目の回答です。世帯当たりの構成員数等、全世代で年々低下しており、今後さらに1人暮らしが増加すると予測されますが、町独自の将来推計までは算出していないのが実情であります。以上です。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）いきなり8つの質問を準備して答えてくれてありがとうございます。これは3つのブロック。最初は、役場が町民の状況を把握しているか。その把握した状況を根拠にして情報発信をしているか。そして、それを将来予測の

事業に結びつけているか。この３段階に対する質問をさせていただきまして、これは先回りの対策ということになります。私の通告書にも書きましたが、高齢者に対する事業というのはかなり手厚くしていただいて、対象者が数人であってもきちんと事業があるなということに関しては、現場の方の仕事が量が多いことも含めて、ある程度スクラップ・アンド・ビルドもしなきゃいけないなとまで思うほど手厚くあるなとは思いますが、その一方で若年者、現役世代に対することがないのかなというようなことが、今回の私が質問を考えた根拠だったのですが、やはりそれを裏づけるような答えを町長からいただいたなという気がします。アウトリッジのことはちょっと説明不足で、私は意味分かんなかったんですが、それ以外のことは理解しました。ありがとうございます。そこで、政策提言的にまた３つの質問を追加させていただきますと、１人暮らしの健康診査の受検率の向上、これをやはりある程度きちんとすべきではないかと、確かに個人個人の町民の動向を把握するというのは不可能かもしれませんが、１人暮らしの健康の審査をきちんと把握すれば、軽度の異常や再検査の発見時の経過観察に生かされていくと思います。１人暮らしの方がいないし、家族で暮らしていても１人で行動することが多い方は、町民を見ていまして、具体的に脳梗塞になられる方、腸閉塞になられる方が非常に沼田町民は多いです。痛風になられる方も多いです。これは、沼田町民がお付き合いが上手だということも、１つあるかもしれませんが、やはり健康なお付き合いを町民に全ての方がしてもらうためには、１人暮らしの健康受診の向上がどこかできちんと把握して、受診数が低ければプッシュするような制度がどこかで必要じゃないかと、その時には、先ほどの質問にあった情報発信の手法と効果ということも裏づけになってくると思います。２つ目の質問、安否確認のシステム、これがどこまでできているのかなということを町長の話聞いて不安になりました。若い方であれば、例えばLINEをやっている方だったら、希望者にはLINEの登録をしてもらおうとか、それでも限界があるよと町長が先ほどおっしゃっていましたけれど、全てが行政がやるということではなくて、そのために自治振興協議会とか町内会があると思います。一番最初の質問の時に、行政では町内会の加入率を把握していないが、町内会ではされているでしょうというお話もありましたし、確かに町内会というのは任意の団体なので、行政とは接続はしてはいませんが、そこはやはりきちんとリレーを取りながら、安否確認のシステムをどこかで取らなければ、高齢者の見守りに関しては手厚いが、いつの間にか働き盛りの方が、室内で腸閉塞でお腹を抱えているとか、脳梗塞で倒れているなどのことが起こるのではないかと。この安否確認システムが、もしあれば御紹介いただきたいと思いますし、検討している項目があるならば、もしくは国の方で指導があるならば、それも御紹介をいただきたいと思います。あと、３つ目は、民間事業者との連携の見守りの強化です。

大体、先ほどおっしゃった郵便局とか、コープとか、はあとふる沼田などの、さらにさりげない訪問で、これで充実しているとお考えなのか、さらにまた考えがあるのか。この3つ、1人暮らしの健康診査、安否確認システム、民間業者との連携に関しての見守り活動について、3つ教えてください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。3点ありましたけども、例えば先ほど回答したように、国保であれば町のデータはありますけども、社会保険ですと私どもが入手できる情報はあり得ない。そんな状況からすると、そちらからのデータというのはなかなか難しい部分がありますので、やはり安否確認の仕方、それから見守りの強化もひっくるめてですけども、これはやはり行政だけでの見守りっていうのは、もう不可能だと思っています。ですので、いかにして町内会、あるいは隣近所の方々との対応の仕方っていうのも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思います。これは今、まだ先の話になるかもしれませんが、奈良医科大学との連携の中でICTを活用した見守り事業、これについてはここまで何年もかけてデータを入手し、現状では今、町民の方々、高齢者の方々が対象ですけれども、一部データを取る環境で続いているところです。これは、ぜひともそういう部分での1人暮らしの方々の見守りをできる環境に対応できるそんなシステムになろうかなというふうに思いますので、この調査をそれぞれ進めていき、できれば、広めていけるような、そんなことも視野に入れて考えていきたいなというふうに思います。

○4番（久保元宏議員）1番目と3番目の答えは。できないということで。

○町長（横山茂町長）少なくとも、先ほど言ったように、1番に関連して2番、3番については一緒に考えていかなきゃいけないだろうということで、回答とさせていただきます。

○4番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）見守りの話を中心に町長から伺ったんですけど、見守り体制は既に活動していると思うんですけど、実態としては機能していない部分もあるような気もして、去年だったと思うんですけど、確かの新たな見守り体制という話も議論の中で伺ったんですけど、その後、新たな見守り体制の説明が依然としてない、過年度のままの体制、事業のままだと感じていますが、近年、新たに見守り体制が加わったものがあるのかなのかというのを、まず1つ教えていただきたいのと、例えば、社会福祉協議会に配食サービスがありますけれど、対象範囲を今年度からすばめたっていうような話も聞いていますけど、そうではなかったでしたっけ。そこ、変わってない。失礼しました。1人暮らしの全体にこのサービスが広

がれば、配食中に安否確認ができるのかなと思うんですけど、これは年齢を関係なく1人暮らしに可能かどうかということを見守り体制に含めて1つ伺いたいと思います。2つ目、全町民が受検する健康診査というのを入り口にして、これは個人情報とは別の世界なので、ここで得た個別の特徴から、未就労者やひきこもりの方の就労支援や社会教育などができるんじゃないかなと私は考えています。つまり、ひきこもりの方を仕事の職場に持っていくということで、高齢者に働いていただくということと同じで、雇用こそ福祉ではないかという発想で、ここをつなげていく。もしくは、例えば、今回、教育委員会に一般質問しなくて大変申し訳ないんですけど、社会教育とこの部分を結びつけて、社会教育の現場にひきこもりの方なり、1人暮らしの方が入っていくような、既にある体制を循環して結びつけていくというようなことも、沼田町ではある程度の事業がかなりしていますので、さらに言えば就労支援、社会教育以外にも、空知自然学校とかトマト羊牧場などに、そこら辺の事業への接続が必要かなと考えています。その入り口に健康診査を持ってきて、そこで振り分けみたいなきができればよろしいのかなという発想が1つあると思うんですが、見守り体制の現状と健康診査のさらなる活用について、最後に教えてください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。配食サービスに関して、まず。これは、社会福祉協議会で対応していただいている事業ですので、私がここで広げるとか広げないとかって、そういう状況にはならないかなと思うんで、その点については、また調整をさせていただきたいと思います。それから、健康診査の実施に伴う利用、いわゆるひきこもり、あるいは1人暮らしの方々をサポートすべきだという話ですか。健康診査といっても、先ほどから言うように、国保に加入している方といわゆる社会保険で別に行かれる方っていうのは違うので、その点は、そのデータを活用することはなかなか難しいと思います。分かりません。

○4番（久保元宏議員）いや、分かります。

○町長（横山茂町長）なので、そういう視点ではなく、1人暮らしとひきこもりも当然違いますし、我々のほうもひきこもりとなっている方々の、いわゆる情報はある程度は抑えて、その対応については進めているつもりでありますけども、ただ、一方で1人暮らしの若手の方の情報については、なかなかその点については、先ほど説明したように、介入をしていわゆる断られるだとか、訪問をして情報を現状を確認しようと思っても、やはり拒まれるだとか、そういう状況もあるので、一概に対応は皆同じにできるかということ、それはなかなか難しい部分があるんですが、いずれにしても、いろんなケースに対応できるように、その情報は入手しながら、我々

行政として対応できる範囲で実施はしていきたいというふうに思います。

○4番（久保元宏議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号5番、三浦議員。沼田町のPR広報の充実と各課情報共有で定期的な更新を、について質問してください。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）はい。5番、三浦です。

沼田町のPR広報の充実と各課情報共有で定期的な更新を、ということで、町長のほうに質問したいと思います。現在、町民の多くの皆さんは、紙媒体ではなく、様々なネット環境の中で情報を得ている方がやっぱり多いと思います。本町もホームページやLINEなどのSNSを活用して、たくさんの情報を提供していますけれども、情報の取りまとめや定期的な更新が進んでいない状況にあると思います。町内向けには、タイムリーな正しい情報を伝えて、行動を起こしてもらうことが大切で、また、町外向けには、観光施設の紹介や誘致、町の魅力やイベントの告知、そしてふるさと納税や人材募集など、各課の情報を共有し伝えたいターゲットに届けなければなりません。沼田町には、夜高あんどん祭りをはじめ、化石などたくさんの観光資源や情報がある中、今後もPR・広報はますます重要となり、さらなる情報発信の基盤を整えて、ホームページやSNSの活用と、また定期的な更新が必要と考えております。そこで町長に伺います。まず1つ目、町のホームページを管理・運営している課がありましたら教えてください。そしてまた、専任職員はいらっしゃいますでしょうか。2つ目に、防災無線の情報を知ることができるLINEがありますけれども、その他のSNSを活用していますでしょうか。3つ目に、情報を取りまとめる際に、各課の情報の共有はどのようになさっておりますか。よろしく願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。三浦議員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず1点目の担当セクション、総務財政課広報情報グループにて管理をしております。その情報管理の専任職員については置いていないです。御指摘のあるように、ホームページの更新に関しては、広報情報グループが窓口となりまして、修正には担当課の意見・意向を反映する必要がある、修正時期を逸する場合もあり、定期的な確認作業を行うなども徹底をしていきたいというふうに思っています。それから、2点目、現状、防災無線の情報の一部をLINE等、町のホームページに掲載して情報提供、周知をしておりますが、防災無線で周知する情報は、町内向け情報が大半

であります。全ての情報をSNSに配信する必要はないものと考えますので、町内向け、それから町外向けなど、慎重な対応が必要かというふうに思っています。それから、3点目であります。全職員が共有できる掲示板、サイボウズの行事、あるいは会議欄に情報を記載し、全職員で共有をしております。さらに、月に1度、庁内会議を開催しております、各課の事業予定などは周知をしているところであります。また、SNSによって求められている情報が違うと思いますので、それぞれの特徴を生かし、特徴的で効果的な情報の発信に努めるため、情報共有の強化と発信の方法について検討を行っていきたいというふうに思います。以上です。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）大変分かりやすくお答えいただきまして、ありがとうございます。ホームページを一応、管理運営しているのは総務財政課の広報グループということでお伺いしました。専任職員はいないということです。人員が少ない中でありますが、大変だとは思いますが、やはり現状でできる範囲内で結構ですので、やはり各課の情報共有は必ず進めて、ホームページの更新の定期化を進めていただきたいと思いますので、掲示板や回覧などでの周知徹底や、月に1度ってということではちょっと足りないようにも感じるんですが、今、現状の中での手法としましては、町長のほうにお任せして、なるべく各課をまたいでの情報共有がしっかりなされていて、なんとなく町民の皆さんがどなたに聞いても分かるというような形にさせていただくのがやっぱり理想だと思いますし、ホームページのほうもきちんとした更新が定期的に行われていることが、やっぱり情報発信で大切なことだと思いますので、その旨もう少し、月に1度ではなく、もう少し短い範囲でできるかどうかお伺いします。それと、防災無線のLINEのことですけれども、LINEにつきましては、やっぱり沼田町民についていうのになりますし、町外向けっていうのにはなりませんから、効果的に防災無線として活用していただくのはいいことだと、とても便利に使わせていただいていると、皆さん町民の方もおっしゃっておりますので、沼田のことは沼田のことで、またLINEも通じまして、例えば今日の沼田として、少しLINEの文章の下の方にでも、本日の沼田の動きみたいな形で、何かちょっと行事予定でも入っていれば、また今日は何をしているというのが、沼田町民がみんな分かるということもありますので、何か上手な活用をお願いしたいと思いますので、その辺ちょっと、情報共有のことを、もう少し短い単位でできるかどうか、ちょっとお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）月に1度が改正の日というレベルではなく、随時ということ

でありますので。ただ、それが1週間に1度なのか、2週間に1度なのかっていうのはちょっと明言できないんですけども、極力そういうことのないように、言われるように、ホームページも改正となっていなかった、変更となっていなかったという御指摘も直接聞くこともありますので、その点、修正が円滑にできるような体制で、職員にも指示をしたいというふうに思います。それから、ライン等もひっくるめてでありますけども、町の行事などもひっくるめた情報発信についても対応できると思われまますので、その点については、また調整をさせていただいて実施をできればというふうに思います。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）これは、最後、お願いになりますけれども、やはりシステム化とかしていただいて、役場内での情報格差のないように、ぜひお願いしたいと思います。それでは終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号9番、上野議員。公共施設等総合管理計画策定のその後について質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。公共施設等総合管理計画策定のその後について、町長にお伺いしたいと思います。沼田町では、建物150以上の建物があり、インフラ、公園だとか道路だとか橋関係入れたら相当資産があると思います。その中で、沼田は令和5年3月に、沼田町公共施設等総合管理計画が改正されております。その後の行政としての対応等について、町長にお伺いしたいと思っています。その中に、総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針とあり、その中の5つほどあるんですけど、推進体制、これはかいつまんで読み上げますと、総務財政課で総括して全体を一元的に管理・共有し、管理データは固定資産台帳などの連携を図るっていうことで、これが推進体制ですね。次、財政との連携。これは、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、財政担当部局との連携が必要不可欠であります。3つ目として、町民との協働。町民との行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行い、維持管理や、成果や、利活用状況に関する情報の町民への提供を推進しますと書いてあります。4つ目、職員の意識改革。職員1人1人が意識を持って取り組んでいく必要があります。経営的視点に立った総量適正化、維持管理との転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズに対応できるような町民サービス向上のため、自ら創意工夫を実施していくことが必要ですとあります。最後に、地方公会計。公共事業は、

普通、こういうところに利用してデータを基について管理を進めていくということです。その中で、そういう記載がありますけど、改正した後の取り組んだ内容について、まずお聞かせください。2つ目に、特に町民との協働で、住民への情報提供、住民説明は行われたのか。町民は、多くはこの管理計画を知らないと思いますけど、その辺の町長の説明の考えをお聞かせください。それと、あと、計画の達成にはもちろん財源がいりますけど、本当に行政っていうのはお金が、やり繰りが難しいと思います。でも、保守管理をしていかないと、本当に老朽化して、安く済んだ経費が高くつく、こういうことも考えられますので、修繕維持については、例えば目的基金的なものを積み立てておくことによって、例えば何かが起きて、これは屋根が傷んだ、壁が傷んだってときには、目的基金を積んどけば早急に対応できることによって応急措置ができて、維持管理費が安くなると思います。それについては、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。上野議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず1点目、どのように取り組んだのかということですが、公共施設等総合管理計画は、平成28年度に策定をし、策定から一定年度の年数が経過していることから、国から現状に即して改定するよう指示もありまして、策定時から新たに増えた施設の追加、それから人口の推移、それから修繕に要した経費などを更新し、町のホームページで公表したところです。取組としては、建築専門以外の職員、財政担当職員2名が施設の維持管理や診断に関する研修に参加することで、より施設の状況を把握しやすくし、施設の異常を早期発見、予防措置を講じることで、施設の適正管理に努めることができないか、現在の施設カルテの様式の見直しも含めて検討を進めているところであります。それから、2点目ですが、計画の全てを住民に対して説明しているわけではありませんが、令和元年に施設の在り方プロジェクトを立ち上げて、そこで今後の方針について検討した施設については、令和2年度に計画の内容を踏まえ、ふるさと創造懇談会において、住民の皆様に対して現状をお知らせし、今後の方針について御意見をいただいているところです。今後はJRの廃線も控えており、廃線後のまちのグラウンドデザインも含めて、各施設の在り方について、ふるさと創造懇談会や住民ワークショップなども実施をして、町民の皆様と未来に向けた施設の在り方について検討し、計画に反映していきたいというふうに考えています。3点目につきましては、財源の確保は最も重要であります。施設の維持や解体に関する補助金はなかなかありませんが、過疎債のソフト事業の活用も検討しながら、少しでも有利な財源を活用して、実施していくこととしたいと考えています。なお、特定目的基金の検討については、既存の振興基金が修繕や維持

工事にも活用できることから、この基金やふるさとづくり基金を活用した中で実施をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今、町長、ちょっと日にちが、年数が違ったと思うんです。ここに、ふるさと創造懇談会って令和4年の6月9日に、町民に配られて、この中の町の土地や施設っていうことで、町長に対する質問があつて、そこに町民体育館や町民会館等っていう公共施設の観点から経過をしておりますが、建て替えや改修などをどのように考えていますかという質問があつて、その町長が令和4年に答えているんですよね。だから、その中で、そのときの説明、令和2年度の懇談会において説明していただきました。令和2年合うんだけどね。今後、修繕、新築、廃止などに分けて、これから検討しますって、それから何か町民説明がされていないと思うんだけど。なんでかっていうと、町民は、体育館どうなるの、あれどうなるの、資料館どうなるのって聞かれる。さらに、高穂のコミュニティセンター、今年は1,100万円ほどをかけて改修しますよね。これは、高穂のほうの声が聞こえて、私たちがペンキ早く塗ってくれば、こんなに金かからなかったのにとということも声があります。だから、私の、今質問しているのは、町民の声というより、早めの手を打つ方法のことによって、財源が少なく済むってということもありますので、本当に町民に計画的なことを知らせることによって節約に、節減になるように思いますので、それらの町民の説明というか、できるだけ早くして、町長の考えを町民に知らせてあげて節約するという、町長の建物の保守管理の考え方と町民に対する早く説明できる方法、考えがあると思いますので、町長としての説明を、できたら具体的なつきまで言わないけど、考えをまずお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）どのことについて質問されているか、ちょっと分からないけど、例えばコミュニティセンターですとか、活性化センターの改修については、少なくとも年次計画で、単年度で全部をやるわけではありませんで、そのような年次計画のもと、予算の状況を見ながら対応しているというふうに思いますので、決して皆さんの声を聞いていないとかそんな話ではなくて、御意見をいただいた中から優先順位を決めて対応しておりますので、その点は御理解をいただければなというふうに思います。先ほどあった体育館については、当然、大規模な需用費を必要とします。ですので、今、有利な財源なども調査をしながら、十二分検討していかなければいけない、それぐらい大きなものではありますので、その点はお時間をもう少々いただきたいというふうに思います。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）建物の年次計画があるのは分かります。だけど、本当に見た目で分からないような老朽化になった場合にはね、年次計画で待っていたのでは本当に修繕が大きな出費になると思います。そんなことで、町長、計画は計画であって、やっぱりその都度、必要な処置は見た中で判断してほしいと思いますけど、その辺も考えをお聞かせくださいというのと、それと、町民体育館は、検討というんかね、大きな財源だとかっていう、そういう気持ちは分かりますけど、町民はこの体育館は50年もたっている、この体育館、後延ばしにはできないと思います。本当に計画を持った中で、何年後にはこうするって、はっきりとした考えをね、その財源を一生懸命いろんなことを考えて、本当に近い将来、例えば一、二年の間に財源を確保した中で、その後すぐ建て替えますというぐらいの気持ちはないですか。その辺の2つお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）見た目では分からないという、そんな話ですけどね、少なからずその状況は、各場所のね、活性化センター等であれば管理人さん等の御意見も頂きながら調査させてもらっているつもりでありますので、その点については、引き続き御要望の内容等、趣旨を調査しながら対応していきたいというふうに思います。それから、50年経過しているのは私も重々分かっていますし、しかし、それだけの大規模な事業をやりくりするには、やはり財源がなくて対応はできません。ですので、仮に財源なくして実施をするとしたら、それは町民サービスを削減しなきゃいけない、そんなこともあり得るので、そのようなことのないように、適正な財源を確保した上で考えていかなければいけないというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○9番（上野敏夫議員）分かりました。以上です。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号8番、大沼議員。冬期間の生活支援をについて質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）町民の皆さんの生活をどう支えていくかということが大きな課題だし、町長はいつもそのように考えているというふうな考えで私はいます。本日も長野議員はじめ久保さんも、やはりこれからどうやって町民の生活を支えていくか大変だということの中での質問だったと思います。そんな中で、それを理解

した上で、冬期間の生活支援をということでお尋ねしたいと思います。最近、この何年間の間で、沼田町から出ていくお年寄りが増えております。たまに聞きますと、やっぱり冬の生活において除雪作業、これがどうも離町する一因になっているように感じられます。豪雪地帯の本町では、やっぱり高齢者になるほど家の除雪が困難になってきます。例えば30年前に元気で除雪していた人も、30年たって80になったら、思ったより除雪ができないですね。そのところのやっぱり感覚がちょっと変わってきているのかなと思われます。先ほど長野議員も言われましたけども、高齢化率が44.9%になっています。これからさらに進むことを考えると、やはり高齢者の方が持ち家で安心して住み続けてもらうための施策が必要でないかと思われます。たまたま持ち家を離れても、和風園に入っていたり、公営住宅に入っていたり、子供のところに行っていただけ、そういった人たちは、沼田の中です、動いてもらえる方がいいんだけど、身内の方が沼田にいないと、やはりどうしても子供たちを頼ってしまう、移動してしまうということが見受けられます。沼田町としては、まず冬期間の生活支援をということ言えば、生活支援策として考えたら、暖房の補助金とか、エネルギー効率の改善補助金ですとかはやっています。やってないのは多分、除雪道具の購入補助金かなくらいだと思います。その中で、またやってないのがコミュニティサポートかなという気がします。それと、雪と共存するという施策はあまり出されてないような気がします。言い方が違うと言えればそれまでなんですが、雪と共存するための施策としては、環境整備、それから持続可能な雪利用、それから地域連携、これは考えられると思うんです。環境整備は、俗に言う、インフラ整備ですね、これは非常によくやっています。それから、持続可能な雪利用、これも言い換えれば冬のスポーツ利用、だからスキー場なんかではよく利用していただいている。地域連携がじゃあどうかというと、ちょっと足りないのかなと。それで、冬、生活して、家を持っていくために必要なのは、結局この中で足りないのは何だろうと考えたときに、コミュニティサポートと地域の連携なんですね。これを、やはり町長ね、町民の皆さんの冬の生活をどう支えていくかということの考え方に、私はつながっていくんじゃないかなと思います。それで、要は冬の生活支援と、雪と共存していく施策と、これを融合させた施策の打ち出し方がまた必要なのかなと思います。それはなぜかという、高齢者住宅、高齢者の方には、福祉除雪と言われるのかな、玄関先と窓口、これは年間4万円くらいの補助が出ます。ただね、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。朝1回やった除雪で、じゃあ夜までに降っている雪の除雪をどうするかということを皆さん考えているんです。これが高齢者だと、やっぱりなかなか20センチ降った雪をよけられない。よけたけども、また20センチ降った雪をよけられないと、これの繰り返しがやっぱり沼田で生活することが嫌になっている原因

に思われる部分もあるんですよ。これが全てとは言いませんよ。だと思われるんです。だから、そこら辺の生活支援、これを施策の融合をして、今年の冬はどんな冬になるか分からないけれども、雪の弊害で沼田の人口を減らすような寂しいことは、私は残念に思うんです。だから、このところをやっぱコミュニティ強化の支援と、それから財政強化、これの支援をしてね、どういう形がいいかは別ですよ、して、その支援が私は強化が必要だと思っています。それと、もう一つは、天候が非常に不順です。だから、いつ豪雪災害が起きるか分からない状況の冬に突入していきます。これはおいおい考えるとしてもですよ、やっぱ雪と生活していかないとならない沼田なので、雪とともに暮らしやすいまちづくりについて、町長が先ほど言われている町民の皆様の生活をどう支えていくかということを考えたときに、町長、この2点についてどうやって思われているか、お尋ねしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）大沼議員の質問にお答えします。御質問にあるように、高齢化に伴いまして、自宅を売り払って町外の家族のもとへ転出される高齢者がいるのは、我々も聞いております。その理由が豪雪だけなのか、そこら辺についてはいろんな要素があるというふうに思いますが、ただ要素の一つであることは間違いないというふうに思っています。本町は、除雪を行うことが困難な高齢者に対する生活支援策については、御存じのとおり行っているところでありまして、そのことを言えば、助成限度額については昨年度から上げまして、利用者の負担軽減を図っているところでもありますけども、この昨今の様々な物価高騰によります除雪経費も上がっているんで、その点については今後の状況を見ながら、財源確保も課題でありますので、その点も踏まえて検討していきたいというふうに思います。私が思う理想の形ですよ。これはまだまだ全然中身が詰まっているわけじゃないんで、あれですけども。いわゆる雪山センターの雪販売のその恵みから冬期間の除雪費を確保して、自身で除雪ができなくなっている方を全面的にサポートするような、そういう仕組みができることが一番理想なんだろうなというふうに思いますが、ただそれはやはり財源を将来ともにずっと確保できるのかという、そういう問題もありますので、ちょっとまだハードルが高いのかなと、今の段階では。ただ、新たに想定できる仕組みとしては、やはりコミュニティ的なレベルもひっくるめて、地域通貨制度的な考え方によって、いわゆる今除雪できる方々がスクラムを組んで、除雪ができなくなった方々をサポートするような、その取り組んだ結果、地域通貨で除雪をした方々に回るような、そういう仕組みというものも考えられないのかなという、そんなレベルであります。あるいは、夏場、除雪をしてくれた方々の家周りをその高齢者の方々が草取りをしてあげるだとか、例えば対価で、そういうウイン・ウインな関係

をつくることができないか、もしくは、除雪をする人方が将来にその除雪をした分を、例えば自分が除雪をできなくなる時代にその地域通貨を使って除雪をしてもらうだとか、何かそういう回る環境を、例えば通りだとか隣近所だとか行政区だとか、何かそんな感じで取り組めるような環境ができないかなというふうに思っているところであります。実際に、単身の高齢者に対して、それぞれ地域で声かけ、あるいは軽微な除雪の支え合いがなされていることも伺っていますので、将来の支え合いを担保できるような地域通貨的な支え合い制度を検討してみてもどうかというふうに思っています。その上で、それぞれ事情があって転出されるというふうに思いますので、町民の希望に寄り添って、いつまでも安心して暮らせるために沼田町ならではの自助・公助・共助が組み合わさって住み慣れた地域で長くお住まいいただけるような取組を、ぜひ考えていければなというふうに思っています。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）町長ね、戦略的に町長が考えることを絵にしていってもらえるのは原課だと思うんです。今の地域通貨の考え方も、本当たしか大分昔に何かそういう話が1回あったと思うんだけど、それも今はまだ実現はされていません。ただ、どんな形でも町長の描いたビジョンを原課のほうに伝えて、戦略的にやっぱり行っていくのは、時間がかかっても私は必要だと思っているんですよ。福祉除雪については、その財政支援のことについて言えば、そういうふうに強化したということになるのかもしれないけれど、これはお年寄りだけじゃなくて、雪と共に共存していく沼田の人たちのための財政支援強化というものはひとつ考えていただいてもいいのかなと。ただ、これがエネルギー高騰であるのか、物価高騰であるのか、冬の冬期間の生活支援なのか、それは戦略的なものだから何でもいいんですけれども、ぜひ、国が今、8、9、10でやめてしまうエネルギー政策、新しい首相が11、12で延長するような言い方もしていますけれども、町長御存じのとおり、灯油で言えば町内はずっと高値安定です。夏場下がるかなと思ったら、夏場下がらなかったのだから高値安定していきます。だから、国が年金制度を上げて、国民年金を少し上げました。でも、それは物価に対しての資金で、実際灯油代が入っているかという、灯油代は僕は入っていないというふうに思っています。だから、その部分で灯油が高値安定していると、やっぱりこれは冬、沼田だけじゃなくて、雪国に住みづらいと思うんです。だから、そこら辺はね、町長、どうでしょう、やっぱり国に向かって、エネルギー政策のそういう補填なりを、灯油の補填かな、暖房補助、こういったものをやっぱり訴えていくべきだと私は思いますね。それと、行政支援の考え方、お金の施策の考え方はそれぞれいいと思うんですけれども、やっぱりコミュニティ強化、地域連携ということを考えると、これはお金じゃなくて、や

っぱり皆さんの気持ちの問題になってくると思うんです。今、地域通貨で何とかできないかということもあったけど、まずやろうとしたら、やっぱり役場の職員の皆さんが隣近所の家にかける。隣近所がどうなっているか見て回る。それで、いや、自分たちがやれちゃうんじゃないですよ、役場の職員さんにやれじゃなくて、役場の職員さんが隣のばあちゃんを見たときに、朝はきれいだけど、夕方は雪がこんもりになっていると、それはばあちゃんお金があるんだったら業者に頼んでやってもらったらいよいよとか、そういう連携、小さな親切、余計なお世話が僕は地域連携だと思うんです。その中で、は一とふるも含めて、は一とふるの、さっき久保さんが言われたけども、は一とふるは本当に稼働していますか。稼働しているかどうかは、それは個人情報にもよるかもしれないけれど、でも、は一とふるをもう一歩進めることによって、そういう連携が深まるんだとしたら、これは支援としてやられたらどうでしょうか。夏場の支援、暑くて困っているけども、冬を生活していく上においての支援も、とっても必要なんですね。町長がそういった理念をもうちょっと、理念を進化させるという言葉はないかな、理念を持って、原課の皆さん、町職員の皆さんと地域コミュニティーの活性化を目指すという考え方、地域通貨以外にもしあればお聞きしたいし、私の言っていることが検討していただけるというのであれば、私は質問を終わりますけれど、町長いかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いろいろな視点から検討してみたいと思います。

○8番（大沼恒雄議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）以上で一般質問を終了いたします。ここで、暫時休憩をいたします。再開は、4時45分再開いたします。すぐに全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午後 3時48分 休憩

午後 4時45分 再開

（会議時間の延長）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。本日の会議時間は全ての議事日程が終了するまで、あらかじめ延長いたします。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）それでは、日程第8、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（町葬の執行について）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）会議資料の２―３になります。定例会議案の追加分の２ページ目をお開き願いたいと思います。承認第７号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和６年９月１８日提出。町長名でございます。１枚おめくりください。専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、町葬の執行について別紙のとおり専決処分する。令和６年９月１２日。町長名でございます。次のページをお開き願いたいと思います。町葬の執行について。本町名誉町民岡田静夫氏が令和６年９月１０日逝去されましたので、沼田町名誉町民に関する条例第４条の規定により、令和６年９月１４日町葬を執行する。本件につきましては、皆様御承知のとおり、９月１４日に町葬といたしまして執行を完了いたしております。専決処分の理由といたしましては、これまでも名誉町民の逝去に際しましては、臨時議会におきまして条例に基づきます町葬の執行並びに補正予算を議決いただいておりますが、葬儀日程の関係から補正予算とともに専決処分させていただいたものでございます。以上、申し上げまして、報告、説明とさせていただきます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第７号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、承認第７号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第９、承認第８号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度沼田町一般会計補正予算専決第２号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）同じく会議資料の２―３でございます。承認第８号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和６年９月１８日提出。町長名でございます。１枚おめくりください。専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、令和６年度沼田町一般会計補正予算（専決第２号）を別冊のとおり専決処分する。令和６年９月１２日。町長名でございます。会議資料の１０番をお開きください。令和６年度沼田町一般会計補正予算（専決第２号）でございます。２ページ目をお開きください。令和６年度沼田町一般会計補正予算（専決第２号）。令和６年度沼田町の一般会計の補正予算（専決第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億４，１７４万円と定める。２項、省略させていただきます。令和６年９月１２日。町長名でございます。本補正予算につきましては、今ほど御承認いただきました町葬に関わる費用を計上するもので、葬儀日程の関係から早急な対応が必要だったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。８ページをお開き願いたいと思います。８ページ、歳出でございます。２款総務費、１項２７目町葬執行費を新規に目立ていたしまして、５００万円を補正計上するものであります。７節報償費におきましては、弔慰金といたしまして５０万円を計上し、１０節需用費におきましては、会葬礼状、しおり等に係ります印刷製本費の計上であります。１１節役務費１００万円は、新聞への死亡広告掲載料でございます。１２節委託料３００万円は、祭壇設営など葬儀運営委託料として予算計上しております。財源につきましては、北いぶき農業組合との合同葬となっているため、農協での負担分を予算計上しております。７ページへお戻りください。歳入です。１２款地方交付税、１項１目地方交付税２７５万円の増額補正であります。歳出で御説明申し上げました補正額に地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を図ったものであります。２２款諸収入、４項５目雑入２２５万円の計上ですが、農協の負担分として予算計上しております。以上、申し上げまして、説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第8号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、承認第8号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。再開は5時15分に再開します。議員は議員控室にお集まりください。

午後 4時52分 休憩

午後 5時15分 再開

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開します。日程第10、議案第55号、沼田町クラフトビール醸造所条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課参事（岡田敏行産業創出課参事）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課参事。

○産業創出課参事（岡田敏行産業創出課参事）議案第55号、沼田町クラフトビール醸造所条例について。沼田町クラフトビール醸造所条例を提出する。令和6年9月18日提出。町長名でございます。沼田町クラフトビール醸造所条例条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。沼田町クラフトビール醸造所につきましては、現在、ＪＲ石狩沼田駅横の町有地にて建設を進めておりますが、町が所管する施設を設置する場合においては、地方自治法の規定に基づきまして、その設置及び管理に関して条例を定めることとされておりますことから、本定例会にて提案するものでございます。内容につきましては、施設の運営管理に関する事項を定めるものとなっております、スコーレセンターや農産加工場と同様に指定管理者による管理、また指定管理者が行う業務のほか、施設の利用に関する事項等を記載しているものでございます。なお、本条例につきましては令和7年4月1日からの施行としておりますが、指定管理者の公募または指定管理者の指定に関し必要な事項は、この条例の施行を前に行うことができることとしてございます。以上、程案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５５号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１１、議案第５６号、沼田町がんばる高校生応援手当条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議案第５６号、沼田町がんばる高校生応援手当条例の一部を改正する条例について。沼田町がんばる高校生応援手当条例の一部を改正する条例を提出する。令和６年９月１８日提出。町長名です。沼田町がんばる高校生応援手当条例の一部を改正する条例。沼田町がんばる高校生応援手当条例（平成２３年条例第８号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略し、改正の趣旨を説明いたします。本条例の中で「未成年」と定義していることについて、令和４年４月に民法が改正され、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられました。これに伴い条例の改正が必要となったものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５６号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第１２、議案第５７号、沼田町地域密着多機能型総合センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第５７号沼田町地域密着多機能型総合センター条例の一部を改正する条例について。沼田町地域密着多機能型総合センターの条例の一部を改正する条例を提出する。令和６年９月１８日提出。町長名でございます。沼田町地域密着多機能型総合センター条例の一部を改正する条例。沼田町地域密着多機能型総合センター条例（平成２９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。沼田町地域密着多機能型総合センターは平成２９年１０月より、地域における健康、福祉、町民の交流の場としての拠点施設として、誰でもいつでも利用することができ、日常生活における安心の支えとなる施設となることを目的としており、町立診療所は北海道厚生連に事業運営を指定管理し、また総合通所サービスセンターは社会福祉法人沼田町社会福祉協議会に指定管理をすることにより事業運営を行っていただいておりますが、地域あんしんセンターにおいては町による直営体制により施設運営を行っているところであります。これら３施設の複合施設として暮らしの安心センターの名称でそれぞれ運営を行っておりますが、将来において本町の人口減少が予測されており、地域あんしんセンターにおいては施設管理における人員の確保も今後難しくなることが予想され、厳しい本町の財政状況において町有施設の管理経費の増高などから、行政のスリム化を図る必要があり、民間の企業の力をお借りしながら地域福祉の向上と発展を築く必要があることから、地域あんしんセンターの施設運営において指定管理者制度の導入を図るための条例の改正を行うものであります。なお、施行時期は令和７年４月１日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５７号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第１３、議案第５８号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第５８号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。令和６年９月１８日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険条例（昭和３５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。マイナンバー法等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）による健康保険の被保険者証の廃止が令和６年１２月２日から施行されることに伴い、国民健康保険の被保険者証も廃止され、新規発行が終了します。なお、現在お持ちの国民健康保険証は令和７年７月３１日まで有効であるため、使用することが可能です。今回の改正においては、国民健康法に基づく過料のうち、被保険者証の返還に応じない者に関する事項の削除や、附則において改正に伴う経過措置を設ける規定を追加するものであります。なお、施行時期につきましては令和６年１２月２日としております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５８号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１４、議案第５９号、沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第５９号、沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和６年９月１８日提出。町長名でございます。沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和４８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。マイナンバー法等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）による健康保険の被保険者証の廃止が令和６年１２月２日から施行されることに伴う文言の整理でございます。なお、施行時期につきましては、令和６年１２月２日としております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５９号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１５、議案第６０号、令和６年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第60号、令和6年度沼田町一般会計補正予算について。令和6年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年9月18日提出。町長名でございます。会議資料の5—2番、令和6年度沼田町一般会計補正予算（第4号）（差替）を御覧いただきたいと思います。差替、2ページをお開きください。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第4号）。令和6年度沼田町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,674万7,000円と定める。2項は省略させていただきます。地方債の補正。第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。令和6年9月18日提出。町長名でございます。11ページをお開き願いたいと思います。11ページです。11ページ、歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費325万2,000円の増額補正ですが、10節需用費85万2,000円、11節役務費240万円の増額補正は、納税関連の窓つき封筒購入及び印刷件数増による郵便料の増加によるものでございます。3目OA管理費、12節委託料、ガバメントクラウド回線初期化委託料13万円を補正計上するものですが、令和7年度末までの自治体システム標準化に伴い、ガバメントクラウドに移行するための回線接続に伴う契約を行うものです。財源は全額国費にて同額計上しております。10目振興費、12節委託料、沼田町食の魅力発信拠点整備運営事業委託料997万7,000円の補正計上ですが、北広島駅西口再開発に伴い整備されている商業施設内に沼田町をPRする出店ブースを開設する運びとなり、運営全般に関わるコンサルティング業務や商品開発などを委託することとし予算計上しております。16目公共交通事業費71万円を増額補正、増額計上するものですが、町営バスの運行、車両管理補助者といったしまして会計年度任用職員を雇用しておりますが、当初予定では10月末までとしておりましたが、思うような職員の欠員補充等ができていないことから、令和7年3月まで期間を延長することとし、所要額を増額計上しております。22目ふるさと応援費2億1,090万円の増額補正ですが、当初の寄附額を3億円とし予算計上しておりましたが、ふるさと納税の増加に伴い、今年度の寄附額を8億円と見込み、返礼品及び送料とポータルサイト掲載手数料について所要額を増額計上しております。財源につきましては、返礼品に係る所要額を寄附金で賄うこととし財源整理を行っております。12ページを開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金970万円の増額補正ですが、低所得者支援及び定額減税補足給付金で、令和6年度の住民税確定により新たに非課税世帯と

なった世帯や転入世帯など対象となる世帯が増えたことから、予算を増額計上するものです。財源は全額国費にて同額計上しております。4目障がい者福祉費、22節償還金利子及び割引料73万3,000円の補正計上ですが、令和5年度障がい者福祉費に係る返還金で、各事業に伴う実績が確定したことにより返還金を計上するものであります。2項1目児童措置費、10節需用費から19節扶助費まで児童手当支給に関わる費用338万1,000円を増額計上するものですが、令和6年10月から児童手当制度が改正となることを受け、係る費用を増額計上しております。財源は国費、道費それぞれルールに基づき算出し計上しております。2目子育て支援費、22節償還金利子及び割引料100万1,000円の補正計上は、令和5年度の子育て支援などに係る国庫負担金等の返還金で、学童保育、養育支援、一時預かり事業などの実績に基づく返還金の計上と、同じく5年度の障害児入所給付費の国庫負担金の返還金で、障害児入所に係る実績が確定したことにより返還金を計上するものであります。また、出産・子育て応援交付金支給事業の実績に伴い、返還金を計上しております。13ページをお開きください。4款衛生費、1項3目感染予防対策費、22節償還金利子及び割引料21万7,000円を補正計上するものですが、令和5年度新型コロナワクチン接種に係る実績が確定したことにより、返還金を計上するものであります。6目環境衛生費につきましては、北空知葬斎場整備事業債の借入額変更により、財源を組み替え整理しております。8目沼田厚生クリニック運営費、18節負担金補助及び交付金6,132万9,000円の補正計上につきましては、行政報告にも記載してございますが、指定管理に関わります基本協定に基づきます令和5年度の沼田厚生クリニック損失助成でございます。財源として過疎対策事業債ソフト分を6,130万円充当することとし、予算計上しております。2項2目塵芥処理費、財源振り替えを行うものですが、北空知衛生センターコンテナ車更新事業債、過疎債の変更により、財源を組み替え整理しております。3項1目上水道施設費293万2,000円の増額補正ですが、水道管の漏水など緊急修繕が多発しており、今後の修繕所要額を見込み、上水道事業会計へ繰り出すものでございます。14ページをお開きください。6款農林水産業費、1項6目農業総合対策費、18節負担金補助及び交付金、共成揚水機場電源喪失事故支援金1,014万6,000円の補正計上ですが、本年6月20日の共成揚水機場の電源設備の故障により、156ヘクタールの水田に水が供給できなくなり、ポンプ車両での水田への給水や電源設備復旧工事に多額の費用が生じたところであります。沼田町土地改良区の今後の運営を支援するものでございます。7目経営所得安定対策制度推進事業費、18節負担金補助及び交付金、沼田町農業再生協議会補助金4,736万2,000円を増額計上するものですが、畑地化促進事業において申請していた28名が採択を受けたことにより補助するものですが、土地改良区決

済金等支援補助金、同額が歳入で措置される、いわゆるトンネル予算の計上でございます。８款土木費、２項１目道路橋梁維持費ですが、除雪トラック購入事業費の確定により財源振り替えを行うものでございます。１０款教育費、２項１目学校管理費、１２節委託料、ネットワーク機器更新事業委託料７４万８,０００円の補正計上ですが、小学校のネットワークセキュリティー機器がライセンス期限を１２月に迎えることから、機器を更新するための所要額を予算計上しております。３項中学校費、１目学校管理費につきましても、小学校同様に機器更新に係る所要額を補正計上しております。１５ページを開きください。４項３目活性化センター費２７万８,０００円の増額、１０目文化財収蔵センター費２８万７,０００円を増額補正するものですが、除雪費について昨シーズンの実績を基に積算し、不足する額を増額補正するものです。５項３目体育施設費、１２節委託料１７万２,０００円の増額計上につきましても、昨シーズンの実績を基に不足する額を計上するものです。４目スキー場管理費、１２節除雪委託料１０万２,０００円の増額補正も、前年同様の実績を基に積算し、不足する額を計上しております。１３節使用料及び賃借料、機械借り上げ料１４万９,０００円を増額計上するものですが、農地の一部を借用し、駐車場の除雪をした雪を堆積しており、シーズン終了後に雪をかき上げる作業などに使用するバックホーを借り上げる費用を予算計上するものです。１２款諸支出金、１項５目ふるさとづくり基金費、２４節積立金１億３,０６４万２,０００円の増額補正ですが、ふるさと納税の増加に伴い、今年度の寄附額を８億円と見込み、係る経費を除いた額を基金に積み立てるものでございます。１６ページを開きください。１４款災害復旧費、１項１目農業用施設災害復旧費、１８節負担金補助及び交付金、沼田町農地・農業用施設小規模災害復旧事業支援補助金１１万１,０００円を補正計上するものですが、７月２４日の大雨による農業用施設被害２件に対しまして補助金を交付するものです。９ページへお戻りください。歳入です。１２款地方交付税、１項１目地方交付税２,２８０万５,０００円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当しても、なお不足する額について、地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。１６款国庫支出金、１項１目民生費国庫補助金２１２万３,０００円の増額補正は、歳出３款民生費で御説明いたしました児童手当制度改正による国庫負担金を計上しております。２項１目総務費国庫補助金から４目土木費国庫補助金につきましては、各補助事業の国庫負担分を整理し、予算計上しております。１７款道支出金、１項１目民生費道負担金５３万円の増額計上は、歳出３款民生費で御説明いたしました児童手当制度改正による北海道負担金を計上してございます。２項４目農林水産業費道補助金４,７３６万２,０００円の補正計上ですが、歳出６款農林水産業費で御説明した畑地化推進事業に係る土地改良区決済金など支援補助金

を歳出と同額計上しております。１９款寄附金、１項２目総務費寄附金５億円の増額計上ですが、沼田町を応援いただいておりますふるさと納税の増加に伴い、ふるさとづくり基金指定寄附金を増額計上するものです。１０ページを開きください。２０款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金１億９，０００万円を減額するものですが、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品に充てる財源を寄附者からの寄附金で賄うこととし、財源整理を行ってございます。１項４目ふるさとづくり基金繰入金１，０２２万８，０００円の増額補正は、歳出で御説明申し上げました各事業財源として繰り入れを行うものでございます。２２款諸収入、４項４目過年度収入、２節国道支出金過年度収入１８６万７，０００円の補正計上は、令和５年度の各実績に伴い追加交付を受けるものでございます。６目納付金４３６万６，０００円の補正計上ですが、ほろしん温泉指定管理者納付金で当期純利益が発生したことから、協定に基づき純利益の５分の１を納付させるものでございます。２３款町債、１項２目衛生費、１節保健衛生費８，３４０万円の補正計上ですが、４款衛生費で御説明申し上げました沼田厚生クリニック損失助成金と北空知葬斎場整備事業の借入額変更により、補正計上させていただいております。２節清掃費１１０万円の増額計上ですが、北空知衛生センターコンテナ車更新事業の借入額変更により増額計上しているものです。３目土木費、１節道路事業債、除雪機械購入事業債２，１３０万円の増額補正については、補助額確定により借入額を変更しております。４目臨時財政対策債１２０万円の増額補正は、当初３５０万円を見込み予算計上しておりましたが、国の配分額に合わせ不足額を増額補正するものでございます。５ページへお戻りください。第２表地方債補正、追加でございます。起債の目的、沼田厚生クリニック損失助成、限度額６，１３０万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。下段、変更でございますが、記載してございます４事業の発行額の確定により変更するものであります。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○４番（久保元宏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○４番（久保元宏議員）説明ありがとうございます。１１ページの振興費、これの中の沼田町食の魅力発信拠点整備運営事業について質問します。本件は、町民に対してどこまで、どのように説明をしてコンセンサスを得たのかの説明をいただきたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）具体的な説明については、町民に対しては説明しておりません。

○４番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○４番（久保元宏議員）収支計画はまだ公開されてないようですが、そう思うてよろしいのか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）計画の細部については、この後、議決をいただいた後、詳細は詰めていく予定であります。

○４番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○４番（久保元宏議員）ちょっとそれは順番があまりにも違うんじゃないかなと感じています。我々は、まずこの事業が効果的であるかどうかという判断材料を示していただいて、それに対して町民を巻き込んで議論をして、そして収支計画がその裏づけのエビデンスになって、そこで町民のコンセンサスを得てから今回の予算の提案になるという順番だと思うんですけど、ちょっと予算、今回の補正の提案の仕方が乱暴過ぎるような印象を持ちますが、いかがですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）御指摘をいただいた案件については、改めて説明不足であるということはおわびを申し上げたいというふうに思います。今回のこの提案についてであります。御提案をさせてもらいましたＪＲ北広島駅前に建設中のホテル内エスコン商業施設隣へ北広島、その中にフードコート及びライブアリーナの建設が進められておりまして、そのテナントの中の一番恵まれたブースにエスコン側から本町が声かけをいただいたところでありまして。そのきっかけにつきましてはクラブビールにありますが、本町としてはアンテナショップ、それからビアバーを出店をし、国内外に対して沼田町を発信する最前線の基地として捉えまして、沼田ブランドの確立や知名度の向上、さらに外貨獲得を強力に取り組みながら、沼田町への誘客、そして人流創出も図りながら、持続可能なまちづくり、基盤をつくり上げることを目指すために挑戦をしたいということで提案したものであります。勝算につきましては未知数であります。エスコンフィールドＨＯＫＫＡＩＤＯへの来場者あるいは関係者はもとより、ラピダス関連企業の従業員あるいは世界中からの視察者などもターゲットとなり、沼田の産品を活用した商品づくりも推し進めながら世界に発信し、必ずや成功すると信じ前に進みたいと考えまして、提案した次第であ

ります。改めて説明不足であったことに対しておわびを申し上げますとともに、この案件が千載一遇の好機と捉え提案したものでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。なお、我々がノウハウを持っているものでないため、現在想定しているイメージは、株式会社まちづくりぬまたに業務委託を想定の上、エスコン側にも協力をいただける企業の紹介あるいは運営指導など、プロの力も借りながら取り組む環境を整える準備に入りたいというものであります。この点、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案の趣旨とさせていただきます。以上です。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）本当にバラ色のような計画で、成功したらいいなというふうに思うんですが、私ですね、2025年4月からオープンしたいということなんですが、2028年夏頃にはエスコンフィールド前の駅ができるということであれば、2025年から3年数か月後にはこの北広島駅周辺というのは、さっき町長はラピダスの話も出しましたので、そうなのかなと思ったんですが、私はこの北広島周辺というのは通過駅になってしまうんじゃないかなというふうにちょっと心配しているんですけども、町長の展望はこの辺どのようにお考えでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）正直、私も心配はしていたところではありますが、現状確認をしましたところ、新しい駅はローカル、いわゆる普通列車しか止まらないということで、基本的にはこの北広島駅が主力の駅で、お客様がこの後も通過する方々は維持できるという、そんな見方で説明を受けております。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。町長おっしゃったように千載一遇のチャンスであると、あちら側からオファーを受けたということは十分よく理解はするんですけども、実際のところ、まだ今までの段階では試験醸造をやって、町民なんかで飲んでいたというような段階で、これから実際に主力商品になっていくものというのは、まだ私たちも飲んでないのかなと思うんですけども、もうちょっと、急がずにね、ゆっくり商品を育ててからでもよかったのかなという、私は将来的にはこういうところに華々しくデビューするのはすばらしいことだなと思いますけれども、このタイミングで本当に大丈夫なんだろうという不安はやっぱりあるのか

なと思うんですけど。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）政治生命かけてでもやりたいなという思いを持っておりますので、どうか御理解のほど。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）除雪の補正予算についてお伺いをいたします。私も昨年度来からの数字をいろいろ調べてまいりましたけれども、今年の第1回の定例会の中で補正予算を組んだ、3月に組んだ5年度の予算であったかなというふうに思っております。その中で今回の補正、6年度の予算を見てみますと、大体その3月の補正を含んだ金額と同等もしくは少し高くなっている状況かなというふうに私は計算してみたんですけども、これでありますと、私の理解の中では、令和5年度分の3月の補正というのは雪が多くて足りないから補正をしたんだというような理解であったわけでありまして、それが6年度に数字が引き継がれているというふうな感じであれば、今の予算の積算方法、これらが大体直近の平均で取っているというふうなお話を全協の中で聞きましたけれども、であれば毎年日報の出し方等々によって、雪の降り方等々によって金額が上がっていくような構図にはなっていないか、そういうふうに思うわけでありまして、そのことについて業者間で不公平感が出てきたりというような思いもするわけでありましたが、その辺のことを説明願います。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）先ほども説明をさせていただいておりますが、いずれにしても今回補正をさせていただくのは、説明の中でも言いましたように、単価の改正が一部、年度ごとにありますので、そういう部分も含まさせて積算しております。基本的には、これまで日報等で数値を把握していたものがあるものについてはその平均値を使い、ないものについては前年度の実績に基づいて積算をして、不足する額を補正予算とさせていただいているところであります。先ほど議員のほうからお話がありましたように、若干、増額がないところは不公平感があるのではないかなというふうなお話もありましたが、その件につきましては、それぞれ日報等を提出いただいた中で内容を確認し判断をさせていただきたいと思っておりますし、それぞれ出していただいている日報については、発注者と受託者側、それぞれの信頼関係の中で精査、整理をされるものというふうに理解しておりますので、御理解

いただければと思っております。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）6番、伊藤です。今、日報を精査しながらというようなお話でありましたけれども、業者間で疑義のあるような予定価格の決め方というか、積算の仕方というのはあまりよろしくないのかなというふうに私は考えております。であるならば、平年の積雪量、降雪量ですとか、それから出動回数、それから除雪を受けたところの面積ですとか、そのときの経済状況なんかを勘案しながら、役場のほうである程度の基準を設けて、日報云々ではなくて、明確な基準を設けた中で予定価格の積算をしていったらいいかと思っておりますけれども、それについてどうでしょうか。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）それでは、私のほうから回答させていただきたいと思っておりますが、基本的に今年の除雪につきましては、今年度ですが、この分はこれからの発注になりますので、基本的に業者間で凸凹というよりも、場所的に予算化しますので、強いて言うのであれば、場所的なところということであればあると思いますけど、業者間によってこの業者は利益が厚いだとか薄いだとかってというのは、これから見積り合わせをした段階で、どの業者に落ちるかによって変わってきますので、今回、この予算額につきましては、個別なのは細かく分かりませんが、おのおのの業者が、1か所当たり二、三者の見積りは実施しておりますので、その業者間での競争、価格競争をしていただいた中で、その中での安い業者さんをお願いするというようなことで町は取り進めていきますので、業者間にとってどうこうということはないというふうに御理解願えればというふうに思います。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）分かりました。それで、今回の補正予算でこれから入札にかけるということでありまして、降雪量によってはまた追加の補正予算もあり得るということですのでよろしいでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。基本的に雪が少なければ減額ということにもなりますし、多ければ増額ということもあり得るということで考えていただいて結構かなというふうに思っております。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）先ほど予定価格の積算方法についてお話しさせてもらったんですけれども、今回の補正は今出ていますので、それは積算についてどうできませんけれども、今後について検討していただけるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい。副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）すみません。基本的に今言われているのは積算の方法というところでしょうか。

○6番（伊藤淳議員）そうですね。そこを明確に変えていただきたい。

○副町長（菅原秀史副町長）できれば、本当に同じ平米数であれば同じ金額というふうに全部整理したいところでもございますし、本来そうあるべきと思いながらも、雪、諸条件がみんな場所的に違いますので、この辺でどうしても最終的に雪の始末、すぐ横に下ろす町有地があるのか、あるいはない場所、この辺での若干の凸凹といいますかね、そういう部分があると思いますが、基本的には雪が相対的に降れば全体的に増えるだろうし、減れば減るというようなことで考えて、これで町全体の平準化は図りつつあるのかなというふうに思っておりますので、また今後いろんな形で、またいろいろと御指導いただきながら、町にとって最良の除雪のもの、これについて検討させていただければというふうに思っております。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

○4番（久保元宏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）先ほど北広島の議論の中で、町長は政治生命をかけるとお声を上げられましたが、信頼とは感情ではなくて制度です。町民が決定する、決定ルールの制度に違和感を持ちますので、私は補正予算に反対します。我々沼田町議会議員は、説明の順番が混乱したまま可決した経験を過去に何度か持っております。えがお、そらち自然学校でもそうでしたし、特にクラフトビールでは、昨年12月の定例会で調査費だけの可決かと思っていたところ、設計費が組み込まれていて、建設費が5,000万円以下なので議会の可決が必要がないということで、クラフトビール自体が正しい方法論を行使するという本質的な議論が何度もスルーされたまんま、町民の大切な決定のルールが移譲されてしまったような印象を持っているので、今回も議論をさせていただいているところです。今またトマト、羊牧場でも似た印象を実は持っております、可決したそのときには行政との信頼関係があったからだ、振り返ってみれば思うところもありますが、やはり議論が少な過ぎたと、

町民との情報の共有があまりにも少な過ぎたからではないかと考えています。討論の前の質問の段階で、町民にどこまでどのように説明したのか、収支計画は公開されてないというお話を伺ったところ、「久保の言うとおりに」というふうに答えていただきましたし、ただいま、まちづくりぬまたお話も出ましたけれど、全くその話も我々にとっては寝耳に水でございます。それはまちづくりぬまたがいいとか悪いとかの話じゃなくて、どこか我々の町民不在の議論がスルーされたまんま前に進んでいるのではないかと考えております。事業の立て方、説明、議案の上程の順番が違うと、そこをまず我々は感じます。特に私はそう感じております。これは事業のスピードの、スピード感とは言いません。町民や議会に説明せずに997万円もの巨額な投資を提案するのは、あまりにも乱暴過ぎると思います。効果的であるかどうかの判断材料をまず提示していただいて、そして収支計画をきちんと頂いて、そして町民のコンセンサスを得て、それから今回の予算案になる順番。今までの議会もそうしてきましたし、どこの市町村も国もその方法を取っていたはずだと思います。いきなりこの予算案、997万が出てくるというのはやはり違和感を感じますし、判断材料に関しましては、先ほど長野議員もおっしゃっていましたが、例えばエスコンフィールドと言えば野球場ではなくて、実はこの北広島の駅であり、野球を見に行った方は3時間野球の試合を見て、その前後を入れて5時間ほど球場にはいるけれど、北広島駅に果たしてわざわざ行くのかどうか、そしてさらに球場に駅ができたときには、またさらに素通りされるという意見も先ほど伺ったばかりです。そのような判断材料を町民に提示していただき、それでも収支計画は黒字になる、ならなかったら、このように町民に効果がある、アピールするためには赤字でもこれは沼田町に必要なのだと、そういった議論が大前提であると思います。この議論というのは、クラフトビールが必要だとか、必要じゃないとか、この施設がいいかどうかの問題ではなくて、事業提案には収支計画が必要だということです。今後も、この順番がおかしいことに関しては、我々はやっぱり1回、一旦立ち止まって、町長と、そして町民と議論をして、沼田町の未来を共に考えて、一般財源を有効に活用するような議論をしていきたいと思います。以上の理由をもって、私はこの補正予算に反対いたします。

○議長（小峯聡議長）ほかに御意見ございませんか。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）6番、伊藤です。今回の事業は、時間的制約もあるという中で、本来時期が合えば当初の予算のときからしっかりと議論したかった事業であったなというふうには思っておりますけれども、町のPRにとってはまたとない機会であるというふうにご覧いただけますので、賛成をいたします。以上です。

○議長（小峯聡議長）ほかに御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第60号について採決いたします。この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（小峯聡議長）賛成7名であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第16、議案第61号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第61号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年9月18日提出。町長名でございます。会議資料の6-1、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）の3ページを御覧ください。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）。第1条、令和6年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益のうち、第2項営業外費用において293万2,000円を増額し、9,272万6,000円とし、支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用において293万2,000円を増額し、1億7,583万2,000円とするものでございます。他会計からの補助金。予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「8,795万9,000円」を「9,089万1,000円」に改める。令和6年9月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、今年度実施している配水管、漏水等の修繕に係る経費について、今後の見込み分を増額計上するとともに、量水器購入費の執行残を減額整理した上で、収支の均衡を図るために、一般会計からの繰入金を増額させていただくことが主な内容でございます。8ページを御覧ください。下段の収益的支出から説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費293万2,000円を増額は、これまでも水道管からの漏水調査を行い漏水修繕を行っておりますが、今後の新たな修繕箇所への対応に備え、近年の修繕状況を参考に必要な所要額として修繕費406万2,000円を増額補正計上するとともに、経費

が確定している量水器購入費を113万円減額補正するものでございます。上段の収益的収入について説明させていただきます。収益的収入、1款水道事業収益、2項2目他会計補助金293万2,000円の増額は、下段での収益的支出で御説明させていただきました漏水修繕に必要な経費に対しまして、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図るために、所要額を増額計上するものでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第61号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第17、議案第62号、令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第62号、令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算について。令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年9月18日提出。町長名でございます。会議資料の7ー1、令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算（第1号）。第1条、令和6年度沼田町の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益のうち、第2項営業外収益において237万5,000円を増額し、1億8,937万円とし、支出、第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用において237万5,000円を増額し、2億3,790万6,000円とするものでございます。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた

資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設事業費における目間の移動となっておりますので、予定額の増額はございません。特例的収入及び支出。第4条、予算第5条本文中、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額に定めた特定の収入及び支出の金額「453万9,000円及び568万7,000円」を「1,096万6,000円及び550万8,000円」に改める。令和6年9月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和6年度から公営企業会計として運営をしております下水道事業会計において、収益的収入では、令和5年度の補助事業による国からの補助金及び一般会計からの繰入金の補填に伴い、長期前受金戻入れの増額と、営業費用において、電気料及び修繕費の増額や、一部の執行残の減額などの整理を行い、また、資本的支出では、北竜マンホールポンプ場等の更新に係る費用の目内振替え及び公共汚水ますの新設に係る費用を増額することが主な内容でございます。10ページを御覧ください。上段の収益的収入から説明させていただきます。収益的収入、1款下水道事業収益、1項3目長期前受金戻入れ237万5,000円の増額、補正計上は。

（「説明省略」の声あり）

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第62号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日程第18、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第3号、教育委員会委員の任命について。現委員であります林里美氏の任期が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、下記の者を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては、住所は沼田町南一条7丁目6番55号、氏名は林里美氏、生年月日は昭和49年11月11日生まれ、49歳であります。現委員であります林里美氏につきましては、令和5年6月1日から委員を担っていただいております、教育委員として最も適任者と認め、引き続きお願いをしたいということで御提案申し上げます。令和6年9月18日提出。沼田町長横山茂。以上、同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は質疑、討論を省略することに決定しました。同意第3号について採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、同意第3号は同意することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後 6時13分 休憩

午後 6時14分 再開

（ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。ただいま事務局より陳情1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について、以上1件を日程に追加することに決定しました。

（ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第19、陳情第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたしま

す。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。陳情第4号について採決いたします。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後 6時15分 休憩

午後 6時15分 再開

（ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開します。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択されました陳情に伴う意見案が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを日程に追加することに決定しました。

（ 意見案の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第20、意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。意見案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、意見案第4号は原案のとおり

関係機関に提出することに決定しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和6年第3回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 6時17分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 鶴野 範之

署名議員 久保元宏